

令和 7 年 第 3 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 8 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和7年第3回定例会

会期5日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
9月8日	月	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 決算審査の報告 一般質問
9月9日	火	総務産業 常任委員会	午前10時	付託案件審査
9月10日	水	文教厚生 常任委員会	午前10時	付託案件審査
9月11日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（大会議室）
9月12日	金	本会議	午前10時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

9 月 8 日 (月)

令和7年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年9月8日(月)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第6号 専決処分事項の報告について |
| 日程第5 | 報告第7号 専決処分事項の報告について |
| 日程第6 | 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第9号 令和6年度一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社経営状況について |
| 日程第8 | 報告第10号 令和6年度株式会社あそ望の郷みなみあそ経営状況について |
| 日程第9 | 報告第11号 令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況について |
| 日程第10 | 認定第1号 令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第4号 令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第5号 令和6年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第6号 令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第7号 令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第17 | 決算審査の報告 |
| 日程第18 | 議案第33号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第34号 南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第35号 南阿蘇村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第36号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第37号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第38号 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について |

- 日程第 24 議案第 39 号 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について
日程第 25 議案第 40 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 2 号）
について
日程第 26 議案第 41 号 令和 7 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）について
日程第 27 議案第 42 号 令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）について
日程第 28 議案第 43 号 令和 7 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算（第
1 号）について
日程第 29 議案第 44 号 令和 7 年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算
（第 1 号）について
日程第 30 議案第 45 号 村道路線の認定について
日程第 31 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
日程第 32 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
日程第 33 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原克恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	欠席
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和7年、第3回南阿蘇村定例会を開催いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。おはようございます。着席をお願いします。本日は今村教育長より欠席届が出ていることを御報告いたします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいて、頂きたいと思います。よろしく願いいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、岡智則議員。6番、坂田正也議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

○議長 山室昭憲

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月12日までの5日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会議日程のとおりとし、会期は本日から12日までの5日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長 山室昭憲 日程第3、諸般の報告。議長、各委員長及び広域議会議員代表並びに監査委員等の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 報告第6号 専決処分事項の報告について

日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告について

日程第6 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 山室昭憲 日程第4、報告第6号、専決処分事項の報告についてから、日程第6、報告第8号、令和6年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでを議題といたします。それでは、提案理由の説明を

村長に求めます。挨拶もよろしくお願いたします。

○村長 太田吉浩 改めて皆様おはようございます。9月の第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ、提案理由の説明に移らせていただきたいと思っております。9月になりまして、朝晩は随分しのぎやすくなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。皆様におかれましてはどうぞお体を御自愛頂きますようお願いを申し上げます。さて、8月の豪雨災害では、熊本市をはじめ、県内の広い範囲で大きな被害が発生しました。本村にも数か所の農業災害や村道の被害が発生しましたが、幸い大きな災害には至らず安堵しているところでもあります。そのような中、本村と包括連携を締結している上天草市では、甚大な被害が発生しております。熊本地震の際、全国の市町村からお助けを頂いた本村としては、そのときの恩返しとして、災害のたびに被災市町村に職員を派遣したいと考えております。今回は関係の深い上天草市に毎日2名ずつ、派遣をしております。日々の業務と両立しながら、多くの職員が率先して手を挙げていることに心から感謝をしております。また、被災された市町村の1日も早い復旧、復興を願っているところでもあります。さて、先月11日には、村が売却後も営業再開ができていなかった白水温泉瑠璃が復活しました。まずは村民向けのプレオープンということで、大々的な告知はなされていませんが、うわさを聞きつけた村民や隣の高森町からも、連日たくさんのお利用を頂いているという報告を受けております。今後は持続可能な温泉運営経営に向けて、村としましても、新たな譲渡先の株式会社ウィルとはしっかり連携を図りながら、再生した瑠璃を村の新たなにぎわい拠点の一つに育て上げたいと考えております。村民の皆様も振るって御利用頂きますよう、お願いをいたします。また、新聞報道もなされましたが、8月20日には、村内保育所において重大な事故が発生いたしました。議会の皆様には事故翌日の政策懇談会で、御報告申し上げました。その後の経過といたしましては、無事に縫合手術は成功して、入院されている期間に御自宅に、私と副村長で謝罪にも伺いました。また、保育所の先生方は毎日のように病院にお見舞いに行ってください、術後の経過も順調で予定より早く退院をされました。事故翌週の8月29日には、保護者説明会を行い、冒頭私も出席して、保護者の皆様に、謝罪をお伝えいたしました。説明会においては、保護者の皆様と保育園の職員で事故の報告と再発防止について話し合いを行ったという経緯であります。ケガをされた園児は今後も通院が続きますが、後遺症もなく完治されることを願っております。このような重大な事故を起こしたことについて、村の責任者として改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。村長就任から半年がたち、無意識ながら、私自身に気の緩みがあり、それが庁内や職員に伝染したものと猛省したところでもあります。いま1度初心に返り、気を引締

めながら、村政運営に当たると同時に、保育園においては今後の再発防止策と安心安全な保育環境の再構築は、私の責任において、ハードソフト両面から取り組んでまいること、ここでお約束をいたします。さて先週はダイヤモンド婚式と、金婚式表彰を行いました。私が生まれる前に御結婚され、50年、60年と長きにわたり、夫婦で支え合ってこられたお姿に感銘を受けました。また今月は、各地域で敬老会も予定されております。長きにわたり本村をお支え頂いた多くの先輩方に敬意を表し、感謝する1か月にしたいと思っております。また先ほど議長からも報告がございましたが、今村了介教育長が体調不良ということで、今定例会の欠席をされます。そのことも重ねて皆様に御報告をさせていただきます。結びに9月定例会は、令和6年度の決算認定など重要案件がございます。議会の皆様と活発な議論ができますことを、期待をいたしまして、開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。引き続き、議案の提案理由を説明させていただきます。本日議案としまして本定例会に上程いたしましたのは、専決処分の報告が2件、決算の報告が1件、村出資法人の経営状況報告が3件、決算の認定が7件、条例の改正が7件、令和7年度補正予算が5件、村村道の認定が1件、工事請負契約が2件、以上28件となっております。御審議頂き、議決を頂きますようお願い申し上げます。それでは各議案につきまして、説明を申し上げます。初めに報告第6号、専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて令和7年6月27日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本件は、令和7年6月3日に発生した事故に関し、速やかに損害賠償を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分による対応とさせていただきました。なお本村が負う損害賠償額の全額に損害保険が適用されていることとなっております。事件の概要などは記載のとおりでございます。次に、報告第7号、専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、令和7年7月25日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本件は令和7年6月21日に発生した事故に関し、速やかに損害賠償請求を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分による対応とさせていただきました。なお本村が負う損害賠償の全額に損害保険が適用されることとなっております。事件の概要、は、記載のとおりでございます。次からは令和6年度決算の報告案件です。報告第8号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度

決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に対し、意見をつけて報告するものです。健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び実質連結実質赤字比率については、赤字額はありません。実質公債比率については、令和6年度の比率は14.0%となり、早期健全化基準の25%を下回ったものとなっています。また、将来負担比率については、23.5%となり、こちらも、早期健全化基準の350%を下回ったものとなっています。続いて資金不足比率についてですが、本村の上水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足はありません。

○議長 山室昭憲 以上で報告第6号から報告第8号までの説明を終わります。

-----○-----

日程第7、報告第9号、令和6年度一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社 経営状況について

○議長 山室昭憲 日程第7、報告第9号、令和6年度一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社経営状況についての説明を執行部に求めます。今村農政課長。

○農政課長 今村洋一 おはようございます。農政課の今村です。報告第9号の一般社団法人南阿蘇村農業公社の経営状況について説明をさせていただきます。資料は議案書に添付しております。公社の決算報告書となります。それでは、まず3ページをお開きください。この表は、会社の令和7年3月31日時点の財政状況を表す貸借対照表となっております、1番下の行になりますが、左欄の資産の部と、右欄の負債、純資産の部の合計はともに、4,612万8,367円であり、右欄の下から3行目、繰越し利益剰余金は1,255万4,888円とプラスとなっております。次に4ページをお開きください。この表は、公社の1年間の経営状況を表す損益計算書でして、1行目の当期売上高は、3,905万6,621円で、ほぼ平年並みとなりました。売上高の主な内訳は、そばや米の農産物の販売及びそばの刈取りや乾燥調製の作業受託料になります。続きまして、売上げ原価ですが、この中の期首期末ともに商品卸高はいずれもほぼそばの卸高になります。仕入れ高1,982万8,038円の内訳は、1,626万2,847円が、そばの仕入れ額でほぼそばの仕入れに係るものです。当期製品製造原価は1,747万6,292円で、昨年と比較しましても、ほぼ昨年同等となりました。4ページに戻りまして、その結果、売上げ総利益は46万905円販売費及び一般管理費が513万7,469円で、今期の営業利益はマイナス467万6,564円となりました。営業外収益では、雑収入が225万1,919円となっておりますが、その主な内訳は、みどり交付金に伴う国の補助金184万5,105円、県の有機農業環境整備モデル事業補助金が27万9,000円などとなっております。結果としまして、当期純利益はマイナス248万8,920円の赤字決算となりました。次

に、7ページをお開きください。この表は、ただいまの公社全体の損益計算書をそば部分とそれ以外に分け分けたものとなっています。そばの作業受託販売に関しては、513万円の黒字となりましたが、農地集会研修等で514万、管理費で235万のマイナスとなりました。管理費は営業外収益の項目に雑収入を記載していますが、営業利益には営業外収益を含めないため、営業利益の計算には含まれておりません。最後に、令和7年度の収支計画につきまして、御報告いたします。8ページを御覧ください。この表はそば部門とそば以外の収支計画となっております。そば部分に関しては、売上高が1,000万円ほど増加し、一方で、仕入れ高が1,000万円ほど増加しております。賃金燃料代も増加することにより、営業利益は262万5,400円を見込んでいます。農地仲介研修等では、作業受託収入の増加や農産物販売の増加を見込んで246万3,542円のプラス、管理費については、収支の見直しを進めることで、99万5,800円のマイナスとなります。事業全体の営業利益としては、409万3,124円を見込んでいます。以上が令和7年度の収支見込みとなっております。本年度も、南阿蘇産そばのブランド化による生産者の手取り価格上昇を図るとともに、新規就農プロジェクトの地域おこし協力隊の募集を継続して、土地利用型農業を中心とした担い手の育成に努めてまいります。あわせて、公社全体で黒字経営が続けられるよう、引き続き指導してまいります。以上で、一般社団法人南阿蘇村農業公社の経営状況についての報告を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第10号 令和6年度株式会社あそ望の郷みなみあそ経営状況について

日程第9 報告第11号 令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況について

○議長 山室昭憲 日程第8、報告第10号、令和6年度株式会社あそ望の郷南阿蘇経営状況について及び日程第9、報告第11号、令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況についての説明を執行部に求めます。下田企画観光課長。

○企画観光課長 下田朱美 おはようございます。企画観光課の下田です。報告第10号の株式会社あそ望の郷南阿蘇の経営状況について説明させていただきます。資料は議案書に添付しております会社の決算報告書となります。それではまず、1ページを御覧ください。この表は会社の令和7年3月31日時点の財政状況を示す貸借対照表となっております。1番下の行になりますが、左欄の資産の部と右欄の負債、純資産の部の合計はともに3億7,052万7,967円であり、左欄の下から3行目、繰越し余剰金、繰越し利益余剰金は1億307万9,022円となっております。2ページを御覧ください。この表は、会社の1年間の経営状況を示す損益計算書の当期と前期を比較したもの

でして、1行目、当期売上高は5億3,508万7,000円。対前年マイナス5億3,430万2,000円で、30万2,000円の減となりました。この大幅な減は、令和6年度より、白水温泉瑠璃、物産館自然庵、水加工場白水、長陽パークゴルフ場について、指定管理より外れたことが原因となっております。なお、あそ望の郷物産販売において、インボイス制度における取扱いに関連し、令和5年度までは、農産物及び加工品の委託販売については、仕入れ消化方式による買取り支払いとしてきましたが、令和6年度より1,000万未満の方の非課税対象者消費税分を負担する必要が生じることから、買取り支払いではなく、通常の委託販売方式に変更となっております。そのため、生産者からは受託品手数料として徴収しているため、表の3行目に、令和6年度より新たに受託品手数料の項目を追加しております。受託品手数料は7,591万8,000円となっております。8行目の仕入れ高は2億738万7,000円、対前年マイナス3億5,778万8,000円となっております。結果、当期純利益は、1番下になりますが、マイナス91万。対前年マイナス453万8,458万8,000円となりました。純利益が減となった1番の要因といたしまして、村から一部補助があったものの、委託管理施設の移行業務に伴い、人件費等の経費がかさんだためであります。次に、3ページを御覧ください。この表は、損益計算書の販売費及び一般管理費の内訳を示したものであり、1番下になりますが、3億4,917万17万円、対前年1億6,853万1,000円の減となっております。次に4ページを御覧ください。この表は、会社全体の損益計算書を施設ごとに分けたものとなっております。下段の表にありますように、総務経費分配をした後の合計利益については、あじわい館のみが黒字決算となり、当期もあじわい館が全体の経営を大きく支えているのを見ることができます。その他、御覧のとおりです。次のページから売上げと利用実績について報告させていただきます。それでは5ページを御覧ください。黄色の部分になります。まず、パークゴルフ場久木野ですが、当期の売上高合計は750万円で前年比92.5%、利用者数は1万1,697人で前年比の90.2%となっております。パークゴルフ人口減少、夏季期間中の基本上昇の影響を受け、特に8月は対前年比62.1%まで減少いたしました。また10月11月も連日夏日の気温が続いたことから、来場者数減により、結果、売上げを伸ばすことができず、減収となりました。次にあじわい館の売上高につきましては、合計2億8,384万8,000円で前年比52.7%となっております。表では大幅減となっておりますが、これは先ほど申し上げました、直売店舗での販売方式の変更によるものであります。実際の売上げ利益は昨年度より1,000万ほど増となっております。また、利用者数は35万4,676人で前年比100.3%と昨年を上回っております。令和5年度より継続し

ておりますフラワープロジェクトの実施、各種媒体での取り扱効果により来場者数増となりました。また赤牛の館との新メニュー開発などにより、売上げ増となりました。次に赤牛の館の売上高につきましてですが、合計1億6,803万4,000円で前年比94.6%減となっております。一方利用者数につきましては、1万7,886人で前年比106.8%と昨年を上回っております。売上げについては、物価上昇による消費者の節約志向等で、特に生肉販売につきましては、前年の88%ほどとなり、売上げ減となりました。一方レストランにおいては新たに取入れた赤牛丼が好評であり、来場者数は前年比増となりました。次にそば道場の売上高につきましては、合計8,857万5,000円で前年比86.4%、利用者数は4万1,268人で、前年比104.1%となっております。そば販売及び製粉部分の事業を南阿蘇みらい農業みらい公社へ移管したことにより、売上高減となっております。なお、レストラン及び体験につきましては、好評であり、来場者数増となりました。6ページは先ほど申し上げましたように、記載施設につきましては、令和6年度より指定管理より外れたため、実績はゼロとなっております。次に7ページを御覧ください。この表は、令和6年度末現在における施設ごとの従業員数を記載したものでありまして、表の下段、全体合計欄のとおり、正社員が男女合わせて43人、契約社員が6人、嘱託社員が0、短期パート4人、アルバイト18人、合計71人となっております。4施設の運営が指定管理から外れたこともあり、昨年度末からしますと、従業員が男女合わせて33人の減となっております。最後に、令和7年度の収支計画につきまして御報告いたします。8ページを御覧ください。この表は施設ごとの収支計画となっております。なお、令和7年度における会社の運営は4施設となっております。施設ごとに説明いたしますと、まず、パークゴルフ場久木野ですが、健康増進、憩いの場としての施設を目指し徹底した整備と公園管理及び新規利用者の獲得、売店販売の強化を図り、売上高は1,200万円を目指して、おります。あじわい館は、お客様と生産者をつなぐ施設としての役割を担い、利用者の満足度を高めることを基本方針とし、物産品販売においては、土産品の充実、季節ごとの新商品導入など、商品原価に留意しつつ、ニーズの高い商品の拡充に努めることとしております。またレストランにつきましては引き続き、随時食事メニューの見直し、適正な商品価格設定に努めることとしております。光熱費高騰もありますが、節水節電に努めるとともに、人員不足で支障を来さないよう、職員の業務対応レベルアップにも努めることとし、売上高で2億8,700万円を目標としております。赤牛の館は、高付加価値をつけた店頭販売の促進や新メニューの導入ネット販売強化、ふるさと納税返礼品商品見直しを図るなど、売上高で1億8,000万円を目標としております。そば道場は季節ごとに旬の食

材を使った新メニュー開発及び新規顧客の開拓を図ることで、売上高で9,100万円を目指す目標としております。以上が各施設の売上げ見込みとなっております。本年度も引き続きフラワープロジェクトの実施や各種媒体でのPRによる集客増を目指し、会社全体で売上高、106.5%、赤字収支の解消に努めてまいります。さらなる黒字化に向けた経営努力を続けるよう、引き続き指導してまいります。以上で株式会社あそ望の郷南阿蘇の経営状況についての報告を終わります。続きまして、報告第11号の南阿蘇鉄道株式会社の経営状況について説明をさせていただきます。資料は議案書に添付しております会社の決算報告書となります。それではまず1ページを御覧ください。この表は、会社の令和7年3月31日時点の財政状況を示す貸借対照表となっております。1番下の行になりますが、左欄の資産の部と右欄の負債、純資産の部の合計はともに、2億2,336万1,380円である。左欄の下から3行目、繰越し利益余剰金は5,234万1,613円となっております。次に、2ページを御覧ください。この表は会社の1年間の経営状況を示す損益計算書となっております。鉄道事業の収益は1億1,845万2,516円。費用は1億5,678万5,240円。旅行業収益79万8,884円。費用は36万3,959円。営業外収益4,612万7,246円、費用は2,780万4,895円。特別損益として補助金5,237万7,500円。固定資産圧縮損2,766万9,497円。以上により、税引き前当期利益は517万2,515円、それから法人税等318万4,100円を計算した結果、当期利益は198万8,415円となっております。次に3ページを御覧ください。この表は、株主資本等の変動計算書です。令和6年4月1日時点の純資産合計額は1億5,035万3,198円。当期純利益額が198万8,415円のため、当期末残高は1億5,234万1,613円となっております。次に4ページを御覧ください。参考資料として、平成26年度から令和6年度の輸送状況を添付しております。令和6年度の輸送人員は25万9,710人となり、昨年度より5万5,815人の増となっております。最後に5ページを御覧ください。令和6年度の旅客輸送収入状況を添付しております。令和5年度1億845万2,000円に対し、令和6年度は1億1,699万3,000円となり、854万1,000円の増となっております。冬季は令和5年7月の全線開通部分は一旦落ちつきを見せ、観光利用も夏から秋にかけて減少したものの、前年度及び震災前の平成27年度を上回っております。また、高森高校マンガ学科開設による通学定期利用効果が顕著でありました。営業外収益について、高森駅売店収益等は過去最高となっております。法定検査にて普通車両1台全般検査を中央地域公共交通確保維持改善事業補助金にて実施、観光目的の利便性向上のための社内クレジット決済端末前導入、キャッシュレス対応券売機を高森

駅、立野駅に4台、社会資本整備総合交付金を活用し、設置いたしました。なお、輸送の安全面において重大インシデントが1件発生、自然災害に起因する輸送障害も発生いたしました。社員教育訓練については、危機感を持って未然の事故防止に努める安全風土の醸成に努め、今期はJR九州乗り入れ区間での車両事故を想定したJR九州と合同実施訓練も行われました。今後も安定した持続可能な鉄道経営ができるよう、南阿蘇鉄道株式会社、沿線自治体、熊本県、JRとも連携し取り組んでまいります。以上、南阿蘇鉄道株式会社の経営状況報告を終わります。

-----○-----

日程第10	認定第1号	令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定について
日程第11	認定第2号	令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第12	認定第3号	令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について
日程第13	認定第4号	令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第14	認定第5号	令和6年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について
日程第15	認定第6号	令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第16	認定第7号	令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定について

○議長 山室昭憲 日程第10、認定第1号、令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定から、日程第16、認定第7号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定についてまでを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○村長 太田吉浩 説明をさせていただきます。それでは、日程第1号、令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定についてであります。一般会計の決算額は、歳入総額が120億6,723万1,514円。歳出総額が114億1,426万3,094円。歳入歳出差し引き額が6億5,296万8,420円となり、繰越し明許費、事故繰越しに伴う翌年度に繰り越すべき財源が、1,935万211円ありますので、実質収支額は、6億3,361万8,209円となっております。また実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、よる基金繰入額として、実質収支額の2分の1をくだらない額3億2,000万円を財政調整基金に積立てております。続いて2ページをお開きください。認定第2号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が16億8,168万3,659円。歳出総額が16億7,

049万9,188円。歳入歳出差し引き額が、1,118万4,471円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も1,118万4,471円となっております。続いて3ページをお開きください。認定第3号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が17億9,153万9,646円、歳出総額が17億4,406万3,034円。歳入歳出差し引き額が4,747万6,612円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も、4,747万6,612円となっております。続きまして4ページをお開きください。認定第4号、令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。歳入総額が、2億5,178万5,378円。歳出総額が2億4,114万4,283円。歳入歳出先、差し引き額が、1,064万1,095円となり、翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も、1,064万1,095円となっております。続きまして、認定第5号、令和6年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定についてであります。議案書ホルダー内に上水道事業決算報告書というファイルがありますので、そちらを御覧ください。それでは1ページをお開きください。1、収益的収入及び支出の決算額では、収入合計が3,553万7,751円。支出合計が、3,807万8,682円となっております。次に、資本的収入及び支出の決算額では、収入合計が1,622万9,200円。支出合計が1,789万1,124円となっております。そして最後の15ページをお開きください。令和6年度南阿蘇村水道事業報告ですが、給水人口は633人、年間配水量は16万2,490立方メートル、前年度より1,700立方メートルの増となっております。経理状況では、水道事業収益が、3,553万751円に対しまして、水道事業費用は3,807万8,682円であり、差し引き254万7,931円の純損失となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入が1,622万9,200円。資本的支出が1,789万1,724円であり、差し引き166万2,524円の不足額が生じました。なお、この資本的収入不足額については、留保資金等で補填をしております。続きまして、認定第6号、令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計決算の認定についてであります。議案書ホルダー内の簡易水道事業決算報告書というファイルがありますので、そちらをお開きください。それでは1ページ目を御覧ください。1、収益的収入及び支出の決算額では、収入合計が3億1,632万8,462円。支出合計が2億7,797万1,800円、1,889円となっております。続いて、2ページの資本的収入及び支出の決算額では、収入合計が2億9,990万6,000円。支出合計が3億537万6,805円となっております。そして最後の15ページをお開きください。令和6年度南阿蘇村簡易水道事業報告ですが、給水人口は7,694人、年間配水量は、86万3,37

0立方メートルで、前年度より、27万4,566立方メートルの減となっております。経理状況では、水道事業収益が3億1,632万8,462円に対しまして、水道事業費用は2億7,797万1,889円であり、差し引き3,835万6,573円の純利益となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入が、2億9,990万6,000円。資本的支出が3億537万6,805円であり、差し引き547万805円の不足額が生じました。なおこの資本的収入不足額については、留保資金等で補填をしております。続いて認定第7号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定についてであります。議案書ホルダー内に下水道事業決算報告書というファイルがありますのでこちらを御覧ください。それでは1ページ目でございます。収益的収入及び支出の決算額では、収入合計が1億9,354万6,739円。支出合計が1億8,867万3,544円となっております。次に、資本的収入及び支出の決算額では、収入合計が、8,303万2,000円。支出合計が1億1,815万2,261円となっております。そして最後の16ページをお開きください。令和6年度南阿蘇村下水道事業報告ですが、排水人口は1,637人、年間総処理水量は14万431立方メートルで、前年度より、2,310立方メートルの減、年間総汚泥処理処分量は2,023立方メートルで前年度より1立方メートルの減となっております。経理状況では、下水道事業収益が、1億9,354万6,739円に対しまして、下水道事業費用は、1億8,867万3,544円であります。差し引き487万3,195円の純利益となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入が8,303万2,000円。資本的支出が1億1,815万2,261円であり、差し引き3,512万261円の不足額が生じました。なお、この資本的収入不足額については、留保資金等で補填しております。以上決算の認定について一括して説明を申し上げます。どうぞ認定を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 山室昭憲 以上で、認定第7号までの説明を終わります。

-----○-----

日程第17 決算審査の報告

○議長 山室昭憲 日程第17、決算審査の報告を代表監査委員の吉里啓文氏にお願いをいたします。

○代表監査委員 吉里啓文 監査委員をしております吉里でございます。同じく議会選出の河内議員とともに、令和6年度の決算監査を行いましたので報告させていただきます。1ページを御覧頂きたいと思っております。令和6年度決算審査意見書。審査の概要。①審査の対象。(1)の令和6年度南阿蘇村一般関係集歳入歳出の決算から、(7)の令和6年度南阿蘇村総下水道事業会計決算までを対象として審査を行っております。審査の期間は令和6年7月11日

から17日までの実質4日間を行いました。審査の方法に当たりましては、下の(1)決算計数に誤りがないか。その下の(7)、事業関係においては、合理的且つ能率的に運営されているかの諸点に重点を置き、監査を実施いたしました。④監査の結果、令和6年度一般会計特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、決算は適法且つ適正であることを認めました。詳細については、以下で述べます。2ページをお願いします。総括。令和6年度一般会計特別会計歳入歳出決算は、下の表の1のとおりでございます。合計で申し上げます。歳入決算額157億9,224万197円、歳出決算額150億6,996万9,599円。差引残高7億2,227万飛んで598円となっています。一般会計について、財政の推移と収支状況、令和6年度における南阿蘇村普通会計を対象とした総決算額は、歳入、総額120億6,723万1,514円、歳出総額114億1,426万3,000飛んで94円で差し引き残額、6億5,296万8,420円を次年度へ繰越しております。財政収支状況では、歳入から歳出を差し引いた差し引き額、形式収支は6億5,296万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は1,935万円を差し引いた6億3,361億9,000万の黒字決算となっております。また、財政指数となる実質公債比率は14%ということで、前年比プラス1.3ポイントとなっております。3ページをお願いします。先ほど申し上げました、6年度の歳入歳出形式収支につきましてはここに書いてあるとおりでございます。下のほうの財政運営の状況につきまして、健全な財政運営の状況は、要件は、収支の均衡を保持しながら、県道、経済変動や住民の要望に対応する弾力性を持つものでなければなりません。そのような視点から、一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性等について総合的に検討いたしました。なお、財政構造の健全性を保つには、次の5ページの表3の数字が望ましいとされております。4ページを御覧ください。収支均衡の原則、財政の堅実性の観点からは、まず、実質収支が黒字であるということが必須の要点となりますが、その黒字額は財政標準財政規模の3%から5%が望ましいとされております。本年度の実施収支比率は9.8%となっており、標準財政規模に対して高い数値となっております。財政力指数、この指数は地方公共団体の財政上の能力を示すものであり、この指数が1に近いほど財政力が強いと見ることができます。また強い行政活動をすることが可能となり、余裕財産の財源の保有をすることになります。本年度の指数は、令和6年度ですけれども、0.21と前年に比べて変わりがございません。経常収支比率、財政構造の弾力性は、

経常収支比率により判断されます。その比率としての目安は75%以下程度が望ましいとされております。この比率が低いほど弾力性があり、その余力は諸事業などの経費に充当が可能になり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。本年度は95.9%となり、前年度より0.5ポイント増加しております。震災や新型コロナウイルスの影響等により、しばらくの間は村税等の税収は期待できません。また、地方交付税の合併特例措置の終了等を考慮して、国の動向を注視しながら弾力性の向上に向けて、義務的経費、人件費、補助金負担金扶助費等の削減等が最大限必要あります。実質公債比率、この比率は、総務省の財政指数で自治体に収入に対する借金返済額の比率を示すものであります。これまでの起債減制限比率には反映されられなかった一般会計から特別会計及び広域行政事務組合への繰出金も含まれ、自治体の財政、財政実態をより正確に把握できる指数指標となっております。一般財源の占める公債費償還額の負担の状況を示す指数で、この比率が高いほど財政の硬直化が示すものです。この数値が18%以上になると、新たに地方債を発行し、借金する際に、財政運営の計画を立てて、国や県の許可が必要となります。村においてはこの比率が14%、これ3年間平均ですが、の基準で中は18%を下回っております。単年度で見ると昨年度より0.3ポイントの増ですが、今後も公債費の推移などを踏まえ、有利な起債の選択にと、計画に有効な投資が必要であります。以上の財政の計画性、弾力性等の観点から検討してみましたが、熊本地震からの復興事業に係る地方債の償還金の影響もあり、予算規模が大きくなり得るかもしれませんが、経常収支比率の増加等、財政状況の悪化が懸念される。今後とも自主財源の確保に努め、経費の節減を行いながら、計画的に重点目標を設定し、政策遂行のための予算編成と経済効果等を慎重に検討され、住みよい村づくりの実現に向けて、より一層の行政効果を上げるべく努力されることを望みます。次5ページをお願いいたします。先ほど説明しました財政小指数の推移について、ここに掲載されております。自主収支比率が標準値は3%から5%が望ましいとされておりますが、6年度は9.8%となっております。その他それぞれに比較をしていただければいいかと思えます。次に歳入につきまして、令和6年度一般会計歳入決算は予算現額133億4,474万5,000円。調定額125億3,116万9,000円飛んで63円に対し、収入済額が120億6,723万1,514円。不納欠損額が658万1,494円、収入未済額が4億5,735万6,000円飛んで55円となっており、調定額に対し、収入済みの執行率が96%となっております。次に歳入の構成としまして、自主財源と依存財源に区分した財源内訳は、次のページ、表4のとおりであります。自主財源と依存財源の構成割合は28.5対71.5となっており、自主財源の占める割合は非常に低く、今後も自主財源の確保に厳しい

状態に置かれております。依存財源の地方交付税、国県支出金、起債が歳入の67.6%を占めており、さらなる地方交付税及び国県支出金の減額が憂慮されるため、財源確保に努めていただきたいというふうに思っております。次6ページをお願いいたします。6ページの表、表4にありますように、歳入に占める割合で、自主財源の小計で28.5%、依存財源の小計が71.5%となっております。次に自主財源ですけれども、表の5の1、村税の科目別徴収状況の一覧表を載せております。上の表の5-1の合計欄ですけれども、不納欠損額658万2,000円、収入未済額3,590万4,000円というふうになっております。この辺をもう少し行政のほうには頑張っていたきたいというふうに思っております。8ページをお願いいたします。収入未済額、不納欠損の状況。収入未済額、本年度収入未済額は、村税関係で4,803万9,000円。使用料及び手数料関係で2,621万4,000円であります。これらのほかの金額も多少ありますが、幾つかの科目で計上されております。税関係では、主たるものは村民税、固定資産税が上位を占めており、使用料及び手数料は住宅使用料等でございます。今回の審査で、村の貴重な自主財源である村税等の収入未済額がまだまだ相当占めております。まだ納税に対する意識の欠如があると考えられますが、納税者に対して理解を得られるよう積極的な取組をお願いいたします。村税は村にとって自主財源の確たるもので、特に重要な部分部門であるとの観点から、関係課職員による臨戸徴収が行われた結果、ほとんどの科目で前年度より徴収率が増となっております。訪問しながら、未納者の理解を得るべく努力され、苦勞も多いと思いますが、今後とも実効が上がるべく各種の方策を取り入れて、善良なる納税者との関係を考えて、時効にならないよう、さらなる努力を望むものです。本年度の村税の不納欠損額は、村民税、固定資産税及び軽自動車税であり、不納欠損額が658万2,000円です。その内訳は、次の表の5-1のとおりでございます。不納欠損の処分は、一旦課税した税を地方税法に基づき、放棄をするもので、適正に厳正を期する必要がございます。内容を見ると徴収に対して督促状、催告状、自宅訪問等大変どうぞ努力をされていますが、無財産、所在不明や経済的事実等の理由により、どうしても徴収が不可能な状態もあります。税法の規定によりやむを得ないと考えられます。調定及び帳簿の整備、業務の中で、予算編成から決算に至るまで、調定を必要とする部署においては、数値の変動を随時調定後に整理していく必要がございます。過年度分の調定額は前年の決算における未収額が反映されるべきですが、差異が生じることもあり得ます。そういった事態が発生した場合はそれが確認できる資料を整理し、調定簿にて決裁を受けることが当然でございます。以前は一部の課において、調定数値の変動を的確に説明できない科目がありましたが、今回の

審査では、各科目において説明資料の整理がなされ、調定後に適正な処理がなされてございます。今後とも適正な事務処理をお願いいたします。次に、歳出についてです。令和6年度一般会計歳出予算は予算現額133億4,474万5,000円に対し、支出済額114億1,426万3,000円飛んで94円で、執行率は85.5%でございました。主な歳出につきましては、以下の表に載せているとおりでございます。10ページをお願いいたします。歳出の性質別に分析すると、下記の表7のようになります。義務的経費、構成比43.6%、投資的経費、構成比15.8%、その他の経費40.6%となっております。義務的経費、人件費や扶助費、公債費の構成比が43.6%を占めております。次に、事業別起債高の推移に入ります。起債額は、上の表に載せてあるとおりでございます。6年度末の起債残高が、新たに6年度の起債借入額を加算した令和6年度末の起債残高は、186億2,793万円となっております。令和5年度末と比較して、13億7,150万4,000円の減額となっております。なお起債については災害復旧事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など、できる限り、交付税に有利な起債が設けられております。12ページをお願いいたします。不用額の処理には、事前のチェックを十分に行うこと。決算書の事項別明細書の中で、不用額部分が見受けられますが、当該年度においての不用額が全体の6.99%ございました。議会の議決を得て計上された予算の多額が不用額として残ることは、好ましくありません。できる限り事務を所管する部署においては、常に予算の執行状況を把握し、早めに減額措置等の事務処理を行って頂きたいと思っております。より一層連携を密にし、特に決算時期前には、情報交換等を密にするように指摘をしておきます。基金の運営状況につきまして、地方自治法第241条の規定により資金を運用するため、設定されている基金の運用状況を審査結果、どれも適正且つ効率的に運用されており、帳簿、証票、書類及び預金残高等も全て符合し、計算計数的にも正確であることを認めました。なお詳細につきましては別添の令和6年度財産に関する調書のとおりでございます。一般会計の歳入歳出の決算に当たりまして、事務処理において一部不受、一部不十分な点も見受けられましたが、全体的に職員各位のたゆまぬ努力によって、相対的に間違いなく行われていることについて敬意を表します。なお、地方自治法で規定している当該決算における主要施策の成果説明については、行政効果の客観的判断の資料とされていますから、今回の説明書については各課、各係での村の政策遂行に伴う当該年度の歩みや予算措置の背景、結果どのような効果が出てきたか等を文書化する方法での内容となっております。このような成果説明書を作成することは、職員各位の日常の職務の積み重ねがいかなるものかであったかを顧みることや、さらに自己研鑽の計画と判断資料になり、必ずそれぞれの分野で職務遂行す

る上において自信につながり、結果として、村民が安心して生活を過ごせる環境づくりに大いに貢献するものであると思われま。さらに議決された予算がどのような形で執行され、十分な成果を収められたかを、議会に対して理解しやすく報告する義務があると判断される課題でございます。次のページ、特別会計に入ります。国民関係、国民健康保険特別会計。令和6年度における国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額16億8,168万3,659円。歳出総額16億7,000万4,918円で、差し引き残額は1,118万4,471円となっております。その下、収入未済額と不納欠損状況ですけれども、保険税収入未済額5,173万1,845円。不納欠損額1,159万8,000円となっております。歳入の状況、歳出の状況につきましては次の表にあるとおりでございます。14ページをお願いいたします。平成30年度に税制改革が行われ、依然として国保財源は厳しい状況でございます。令和6年度の総医療費は13億5,481万1,000円で5年度より3.7%増加しております。1人当たりの医療費は46万8,000円で、7.1%増加しております。総医療費と1人あたり医療費ともに増額傾向でございます。前期高齢者の総医療費は8億2,733万7,000円。5年度より7.4%の増加でございます。高齢化と医療の高度化が影響していることがうかがえます。多額の収入未済額不納欠損額が計上されていますが、保険税の滞納は善意な納税者の納税意識を低下させます。徴収事務は困難性を伴いますが、粘り強く滞納者と向き合い収入未済額の減少に向けてもろもろの政策を講じられたりというふうに思います。次に、15ページ、介護保険特別会計ですが、令和6年度における介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で17億9,153万9,646円、歳出総額17億4,400万6,303円。差し引き残額は4,747万6,612円となっております。収入未済額が861万6,950円、不納欠損額が276万1,355円となっております。歳入歳出についての決算につきましては表のとおりでございます。16ページ、介護保険制度は地方分権の観点から市町村保険者として位置づけられています。本村でも高齢者人口が増大する中、高齢者が安心して暮らせる環境が整った思いやりの気持ちにあふれた村という理念を掲げ、高齢者が生き生きと生活できるよう、介護施設や在宅でのサービス内容の充実に加え、さまざまな介護予防事業を展開していることがうかがえます。介護保険料の収納状況は、特別徴収100%、普通徴収92.4%、滞納繰越し分12%となっております。普通徴収及び滞納繰越し分の徴収率については横ばいでございます。介護給付金が増加することが予想されている中、第9期においては、基金の残高、2億9,105万8,000円を取崩し、8期と同額の月額6,600円の保険料を設定しております。なお800万円を超える収入未済額があることから、訪問

や電話、納付書の送付など、各種の方法により滞納者へ納付を促すよう取組をさらに望みます。17ページ、後期高齢者医療特別会計についてですが、令和6年度における後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額2億5,178万5,378円、歳出総額2億4,114万4,283円で、差し引き1,064万1,095円となっております。収入未済額が172万640円となっております。歳入歳出の決算額については下の表でございますが、保険料徴収率は98.9%であり、5年度より0.16%増加しております。ただ他の税や下と比べると高い収納率ではありますが、しかし、今後も被保険者の増加が予測され、保険料の収納は今後の制度運営に大きく影響を与えるものであるため、さらなる収納率の向上に努めてもらいたいと思います。続きまして公営企業会計に入ります。最初に、上水道事業会計です。令和6年度における上水道事業会計決算額は、収益的収入及び支出で、総収益3,553万751円に対し、総費用が3,807万8,682円で、差し引き254万7,931円の損失となっております。また資本的収支及び支出で総収入1,622万9,200円に対し、総支出1,789万1,724円となっており、差し引き、166万2,524円の不足で、不足額は留保資金等で補われております。なおここに書かれております金額等につきましては消費税込みで書かれております。また、次の表中についての金額については消費税抜きで表示されております。収益的収支も含め、一般会計から2,080万7,000円の補助を受けていますが、震災復興関係事業における起債償還のためやむを得ないと考えております。なお、上水道料金の未収金193万1,200円となっておりますが、財源確保と使用者負担の公平を期するため、利用者の理解をさらに深めながら、徴収率の向上、未収金の解消に一層努力をお願いいたします。次に20ページ、簡易水道事業会計です。令和6年度における簡易水道事業会計決算額は収益的収支及び主支出で、使用収益、3億1,632万8,462円に対し、総費用で2億7,797万1,889円、差し引き3,835万6,573円の純利益となっております。また資本的収支及び支出では、総収入2億9,990万6,000円に対し、総支出3億537万6,805円となっており、差し引き547万805円の不足となっております。これにつきましては、留保資金等で補填されております。この表につきましても、今申し上げた数字は消費税込みですが、表にあらわしております数字は消費税抜であらわしてございます。21ページの下段にいきます。令和3年度査定済みの第2次南阿蘇水道ビジョンに基づき今後の水道事業における料金の改定や、久木野地区の村管理または配水地の新設などを計画的に進めて頂きます。また収益的収支も含め、一般会計から2億1,678万9,000円の補助を受けていますが、震災復興関連事業における起債償還及び公営企業会計移行に伴うものであることか

らやむを得ないと思います。また簡易水道料金の未収金が2,370万3,395円となっておりますが、財政確保と使用者負担の公平を期するため、利用者の理解をさらに深めながら、組織的な対応を図ることを、未収金の解消に一層努力を望みます。次に22ページ、下水道会計です。令和6年度における下水道会計決算額は収益的収支及び支出で総収益1億9,354万6,739円に対し、総費用で1億8,867万3,540円。差し引き487万3,195円の純利益となっております。また資本的収支及び支出では、総収入8,300飛んで3万2,000円に対し、総支出1億1,815万2,261円となっており、差し引き3,512万261円で不足しており、不足額につきましては留保資金等で補填しております。23ページの下段にいきます。収益的収支含め、一般会計から9,203万7,000円の補助を受けていますが、農業集落排水施設の改修工事や市町村設置型合併浄化槽設置の維持管理、公営企業会計移行に伴うもので、やむを得ないと考えております。下水道使用料の未収金が202万620円となっておりますが、財源確保と使用者負担の公平を築きするため、利用者の理解にさらに深めながら、引き続き、不明水対策を適切に講じるとともに、さらなる徴収の向上に努めていただきたいというふうに思います。最後に24ページ、結びに、令和6年度一般会計特別会計公営企業会計、それぞれの会計基金の運用状況とあわせて、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、財政指数等について審査を行いました。審査の結果はそれぞれの項目で記載していますが、総体的な部分については、意見を含めて審査時に指摘してありますので、ここでは省かせていただきます。各課、局ともに計数等に誤りはなく、関係諸表も全体的に整理され、会計処理は正確であることを認めました。しかしながら、審査の際に、予算執行過程の質問について、担当者よりの確かな納得のいく答えが得られなかった科目があります。また、村よりの各種団体への補助金が規則要綱に沿って交付されていますが、補助金の効果が上がっているか等、再度交付に対して担当者の検証も必要と思います。全体的に村民の信頼を失うことのないよう指摘しておきます。行政事務については、ワイン用ブドウ生産撤退等問題がありましたが、全体的には村民の理解と行政担当者の日頃の努力によって厳しい財政状況の中事業が適切に執行されています。無駄を省き、経費節減に努め、超高齢化社会が進む中、福祉、農業振興、土木教育、消防等各分野へのきめ細やかなそれぞれの施策が着実に執行されていることは当然のこととはいえ、高く評価に値すると言えます。財政状況につきましては、財政の弾力性を示す経常収支比率が95.9%と昨年に比べて0.5ポイント上昇しています。標準値では75%位以下が望ましいとされています。地方交付税の減少や災害復旧事業に伴う地方債償還額負担の増加など、厳しい財政状況であることから、将来的に健全財政を維持

するためには、人件費、団体等の補助金扶助費等の経常経費の見直しと削減に努め、取り組む必要があります。起債を利用した各種事業が実施され、地方交付税に算入される有利な起債が利用されていますが、一般財源の負担も相当増えております。新規事業については、十分な検証され、慎重な取組を求めるとともに、議会の議決を得て予算化されている事業についても、今必要なのか、少し先延ばしてもいいのではなどの再検討を行いながら執行されるべきと考えます。住民の方たちには、現状に至っても震災による生活再建が厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染拡大等に並びに4年前からの原材料高騰、円安による、輸入コスト増加に伴う物価高の影響により、本村経済の落ち込みは相当なものがございまして、単なる試練に見舞われております。村においても、住民の方たちが安心して暮らし幸せが実践できるような施策をお願いいたします。終わりに今後も財政運営は取り巻く環境はとて厳しくなることが予測されますがなお一層の経費抑制や徹底した事務事業の効率化、資産の有効活用などを進め、もろもろの課題を解決し、議会と執行部がそれぞれの立場で、活力ある村づくりを目指して議論を深め、変化と成長が実感できる村づくりにつながることを切望いたします。次に、健全化判断比率等の審査及び公営企業会計経営健全化等の審査についての意見書を読ませていただきます。1ページになります。令和6年度財政健全化審査意見書。1、審査の概要、地方公共団体の財政の健全化に対する法律により、平成20年度決算から基準に基づいて策定した財政指標を毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に公表することとされています。この財政指数が一定程度悪化した場合は、議会の議決を得て、財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることが義務づけられております。今回この財政指数は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成、されているかどうかを主眼で実施いたしました。2番、審査の結果、1、総合意見審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成していると認められました。次に、2ページの(3)をお願いいたします。財政の是正改善を要する事項財政健全化判断比率については、一般会計等の公債費負担増加により、実質公債費比率が増加傾向にあります。断続的な上昇は将来の財政運営に影響を及ぼす可能性があることから注意が必要です。今後は人口減少に伴う普通交付税の減や、起債対策事業等に伴う自治体負担の増加など、厳しい財政状況となることが見込まれています。歳入確保の取組と税率の向上を中心とした税収の確保を進める必要があります。あわせて、将来的に健全財政を維持するためには、人件費の抑制や地域活動団体等の補助金の減額など、強い姿勢で経常経費の削

減をするとともに、大型事業は、普通建設事業については、事業の重要性、緊急性、費用対効果を鑑み、優先度をつけて取り組むなど、気を緩めことなく、将来負担を見据えた財政運営が求められます。また、令和3年3月に作成された南阿蘇村行財政改革計画の最終年度を迎えております。具体的な取組を着実に実行していただきたい。計画は、施設の統合により人件費の維持管理を圧縮することが大きな目標の目的の一つで、最大限に効果を発揮する必要がございます。統合により遊休施設となった施設を安易に再開すれば、その効果を失うだけでなく、さらなる経常経費の増加につながることから、遊休施設については、解体もしくは売却も視野に検討する必要がございます。施設の再開に当たっては、イニシャルコストやランニングコストが財政運営に与える将来負担を算定し、施設利用者数の見込みや、地域活性化に資する施設であるかどうかも踏まえて今後の利活用について、十分検討していただきたいと思えます。職員数については財政健全化に関する定員適正化管理計画で、令和3年の職員数は174名で、令和中7年度で156名の計画に対し、現在は159名と3人を上回っております。職員数管理の複雑化の中、計画最終年の仕上げとともに、来年を始期とする第5次計画を本年度策定して、さらに定員管理の適正化に取り組んで頂きたいというふうに思います。次に4ページ、令和6年度公営企業会計健全化審査意見書。1、審査の概要、公営企業会計健全化公営企業会計経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。審査の結果、総合意見は省かせていただきます。個別意見、資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する記述で、令和6年度においても、四つの全ての公営企業会計において資金不足が発生しておらず、資金不足比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の20%と比較すると下回っております。しかし、全会計において、経常的に一般会計から繰入金として、補填しなければならない状況となっており、公営企業として経営の独立採算制を基本原則に、経営の改善が求められます。以上をもちまして私のほうからの報告を終わらせていただきます。

○議長 山室昭憲 以上で、決算審査の報告を終わります。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査、ありがとうございました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 11時35分まで休憩をいたします。
再開いたします。

-----○-----

午後11時25分 休憩

午後11時35分 再開



- 日程第 18 議案第 33 号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 34 号 南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 35 号 南阿蘇村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 36 号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 37 号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 38 号 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 39 号 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 40 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計補正予算(第 2 号) について
- 日程第 26 議案第 41 号 令和 7 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について
- 日程第 27 議案第 42 号 令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第 1 号) について
- 日程第 28 議案第 43 号 令和 7 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算(第 1 号) について
- 日程第 29 議案第 44 号 令和 7 年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算(第 1 号) について
- 日程第 30 議案第 45 号 村道路線の認定について
- 日程第 31 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 32 議案第 47 号 工事請負契約の締結について

○議長 山室昭憲 日程第 18、議案第 33 号、南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第 32、議案第 47 号、工事請負契約の締結についてまでを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 ここからは条例案件であります。説明をさせていただきます。議案第 33 号、南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、附属機関の委員に支払う報酬等について、統一的で明確な基準を定め、適正な支給と行政運営の公正性、透明性の確保を図るため、条例の改正を行うものであります。次に、議案第 34 号、南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正についてであります。本議案は、現行の南阿蘇村特別

職報酬等審議会条例において、審議会委員を、村外在住者に限定している規定について、地域全体の経済状況や社会情勢等を踏まえた客観的な検討を可能とするため、村外の有識者等も委員に選任できるよう、条例の改正を行うものです。次に、議案第35号南阿蘇村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和7年10月1日に施行されることに伴い、部分休業制度について、条例で定める時間の範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部を休めるようにする必要があるため、条例の改正を行うものであります。次に、議案第36号、南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が、令和7年10月1日に施行されることに伴い、職員が仕事と育児を両立しやすい勤務環境を整備し、制度の利用を促進する措置を講ずる必要があるため、条例の改正を行うものであります。次に、議案第37号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてであります。本議案は、現行条例における水道料金の賦課間隔を見直し、経費の削減、及び、水道使用料者の利便性向上を目的とし、水道使用料の検針及び賦課を2か月に1回に変更するとともに、条文整理など、所有の改正を行うものです。次に、議案第38号、南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正についてであります。本議案は、村の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に伴い、条例で定める対策本部の庶務に関する規定を見直す必要があることから、所要の改正を行うものであります。次に、議案第39号、南阿蘇村名誉村民条例の一部改正についてであります。本議案は、本村の発展や名誉に著しく寄与された方を顕彰することで、村民の郷土への誇りや愛着を育むことを目的としたものです。現在の条例では、本村の居住歴があることに限って検証の対象としており、村外に居住しながらも、長年にわたり、本村に大きく貢献された方を対象とすることができません。そこで居住歴の有無にかかわらず、本村の発展に顕著な功績があった村外の方も対象に加えることで、より実情に即した検証が行えるよう、所要の改正を行うものです。この見直しにより、多様な形で、本村に貢献された方々を正当に評価し、村民の郷土愛、をさらに深めることにつながると考えております。次からは補正予算であります。議案第40号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第2号についてです。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ4億3,740万円を追加し、総額を112億5,648万8,000円とする補正予算であります。主な歳入補正の内容につきましては、国からの交付決定により、地方交付税を1億7,391万6,000円の増額、農地等災害復旧費国庫補助金、国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地域経済循環創造事業交付金などの増に伴い、国庫

支出金を2億4,002万3,000円の増額、ふるさと寄附金などにより、寄附金、1億1,360万円の増額、財政調整基金及び合併特例低減対策準備基金などの減に伴い、繰入金を2億849万5,000円の減額。令和6年度決算に伴う繰越金5,361万8,000円を追加計上しております。また、災害復旧事業債の増などにより、村債4,990万円を増額し、財源の確保を図ったところであります。主な歳出の補正内容につきましては、総務費では、SDGs型観光推進計画委託料、南阿蘇村地域経済循環創造事業補助金、ふるさと納税関連事業などにより1億8,990万9,000円の増額、民生費では、LPガス使用世帯への支援事業補助金、定額減税に伴う不足額給付費などにより、7,968万3,000円の増額、衛生費では、物価高騰対策による、水道使用料の減免に伴う上水道事業会計及び簡易水道事業会計補助金などの増により、1,758万7,000円の増額、商工費では、村内看板点検委託費、物価高騰対策、入浴助成交付事業などにより、1,828万4,000円の増額、災害復旧費では、今回の豪雨に伴う農地及び農業用施設、災害復旧事業、並びに公共土木災害復旧事業により、1億417万8,000円の増額となっております。次に、議案第41号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ918万4,000円を追加し、総額を17億123万円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入では、令和6年度決算に伴い、繰越金を918万4,000円増額するものであります。歳出では、総務費を25万円、予備費を893万4,000円増額するものであります。次に、議案第42号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ2,972万5,000円を追加し、総額を17億6,973万7,000円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入では、国庫支出金を120万4,000円。令和6年度決算に伴い、繰越金を2,809万1,000円増額するものであります。歳出では、国庫支出金等過年度返還金として1,628万円の増額、予備費を1,162万4,000円増額するものであります。次に、議案第43号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出の総額は変わらず、物価高騰対策事業の実施に伴い、収益的収入の予定額の内容を変更する補正予算であります。主な補正内容につきましては、営業収益の給水収益を127万5,000円減額し、営業外収益のほか、会計補助金を増額するものであります。最後に、議案第44号、令和7年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回補正予算は歳入歳出それぞれ516万8,000円を追加し、総額を5億3,086万7,000円とする補正予算であります。

主な補正予算補正内容につきましては、収益的収入では、物価高騰対策事業の実施に伴い、営業収益の給水収益を953万5,000円の減額、営業外収益のほか、会計補助金を1,463万7,000円増額するものであります。収益的支出では、水道料金システム改修、無形固定資産減価償却費の増により、営業費用を458万3,000円増額するものであります。以上が補正予算に関する提案説明であります。次は議案第45号、村道路線の認定についてであります。当該路線は、立野ダム建設事業に伴い、国土交通省が工事用道路として整備使用していたものですが、事業完了に伴い、国から移管されたため、1級村道と2級村道を連絡する路線として、2級村道に、認定するものであります。次からは、契約案件です。議案第46号、工事請負契約の締結についてであります。本議案は、阿蘇立野ダム仮設備ヤード跡地、遊具設置広場整備工事の工事請負契約の締結です。予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇議会の南阿蘇村議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであります。工事概要につきましては、遊具の設置や植栽などの広場整備を行うものであります。契約の金額及び契約の相手方などは記載のとおりであります。最後になりました議案第47号、工事請負契約の締結についてであります。本議案は、狼ヶ宇土橋更新第2期工事の工事請負契約の締結です。こちらも予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。工事概要につきましては、村道猶須グリーンロード線に架設する橋梁の上部工、護岸工、橋台工などを施行するものであります。契約の金額及び契約の相手方などは記載のとおりでございます。以上が提案理由の説明であります。御理解の上、何とぞ御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 議長 山室昭憲 以上で、今回執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。お諮りします。認定第1号、令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定についての審査は、各常任委員会に付託して審査、認定第2号から認定第7号につきましては、所管する文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号につきましては、各常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。ここで休憩いたします。再開は、午後1時13時といたします。

午後 11 時 45 分 休憩

午後 13 時 00 分 再開

-----○-----

日程第 33 一般質問

- 議長 山室昭憲 再開をいたします。日程第 33、一般質問を行います。発言の通告がっておりますので、これより順に質問を許可します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確な答弁をお願いいたします。なお、質問時間は 1 人 20 分以内となっておりますので、御承知願います。7 番、河内克也議員の質問を許可します。
- 7 番 河内克也 7 番河内です。議長の許可を頂きましたので、9 月定例会の質問を行います。今回も 2 問ありますので議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。
- 議長 山室昭憲 許可します。
- 7 番 河内克也 ありがとうございます。また今回も 1 問目に関し、分かりやすい質問となるよう、質問を補完する補助資料を作成し、事前に議長の許可を頂き、皆様のお手元に準備をしていただきました。感謝申し上げます。1 問目、南阿蘇村の現状に合った、有害鳥獣による農林業被害防止対策について質問をいたします。被害防止の基となる鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置法が平成 20 年から施行され 17 年経過しました。本議会でも、鳥獣被害対策について、多くの先輩議員が、村民の声を代弁、代表し、危機感を持って質問をされてきました。しかし、村の現状はどうなのでしょう。改善されたのでしょうか。そこでまず、私が把握している、村の現状と村の取組を整理、補助資料で御説明いたします。御面倒ですが、補助資料を御覧ください。三つの項目に分けて簡潔に説明いたします。まず、有害鳥獣が減ったのか増えたのか。これは私の手持ちの資料で、令和 2 年度と 6 年度比較してみました。これは村の捕獲数ですね。捕まえた数、猿は 21 頭、が 29 頭、イノシシは 715 頭が、昨年度は 913 頭、約 200 頭増えています。私の小さい集落でも、昨年は 55 頭とれました。猪です。鹿については、令和 2 年は 505 頭が、令和 6 年 4 年後には 884 頭、379 頭増えています。そしてアナグマは、令和 5 年に対象を動物に指定していただきましたが、令和 5 年が 17 匹。そして、昨年度は 64 匹です。有害鳥獣が増えていったことに比例して、農業被害も増加しているという感じです。そして対策で、有効な非常に重要な仕事をされている猟友会の現状は、野生鳥獣保護管理の担い手の一員です。関係法令を守られながら、社会的責務を感じながらマナーを守りながら頑張っておられます。しかし、村の現状は高齢化等で、活動に陰りが見えてきています。非常に危ない場面もいっぱいあります。で罾は 2 日に 1 回見る。見ていく必要

がありますので、週3回程度の罾管理が必要ですが、なかなか高齢化で厳しくなってきました。私の集落の前では二、三年前は7人で活動していましたが、もう今は4人です。山で待ち構える〇〇〇で、うちは特に山ビルがおります。免許関係でも高齢で免許更新が厳しいのが現状です。免許は3年に1回の更新です。意外と3年は早いです。罾猟の免許も狩猟免許共に取得者が減ってきている現状です。そして、農作物の被害、小作物の水稲そば、山、ハウスの中まで入ってきたり、家庭菜園まで被害が及んでいます。電気柵を設置しても、侵入してきます。そして最後に、村の対応として、有害鳥獣捕獲措置として、令和6年度は1,984万円。そして、うち国県の補助金が3分の1、626万です。また鳥獣被害防止対策協議会というのをつくって、いろいろ施策をされています。この予算が225万円。この中で、電気柵の補助27件、昨年度です。免許補助4件等、そしてこの間に防止柵の設置もあります。啓発関係で、ありがたいことに村の広報紙のシリーズで、農作物被害対策餌付けストップ、餌付けストップということで、地域おこし協力隊の方が中心になってこういったシリーズで出していただいております。大事なことだと思います。行政、猟友会等の必死の取組と裏腹に、繁殖率の高いイノシシ、鹿など、有害鳥獣は増え続け、農林業の受ける被害は毎年莫大な額に上りますし、水稲そばの主要作物、野菜果樹等まで農業被害を幅広く木の場合、樹木の枯死による林業被害も大きいものがあります。農家の皆様の人的被害も発生。防止に費やす労働時間も必要です。全国では、農林業の存続が論議されています。そこで1問目近年、猟友会員の減少と高齢化による、実動部隊である、あえて戦力という言葉を使わさせていただきますが、大事な戦力の猟友会が厳しい状況です。そして御説明のとおり、鹿が増え、被害が増えています。猟友会の育成、人材確保等を含めた現状に即した村としての被害防止対策をお聞きいたします。2番目です。補助資料の1番下には書いていますが、太田村長選挙公約の有害鳥獣による被害最小化、最小化に向けての具体的対策、取組について質問いたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 7番河内議員の御質問にお答えいたします。まず質問の要旨1についてですが、猟友会員数、村が委託しております南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊は、令和6年度におきまして、新規加入者が10名、返納等の理由で脱退者が4名、増減プラス6名の村全体で95名、の会員数となっております。年齢層といたしましては、最年少は23歳、最年長は87歳、平均年齢は65.4歳と年々高齢化が上昇傾向にあります。現在、南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会におきまして、電気柵等設置補助や狩猟免許取得等補助国庫補助を活用した侵入防止柵、いわゆるワイヤーメッシュの設置事業や鳥獣被害対策実施

隊による一斉捕獲などのさまざまな事業に取り組んでおります。鹿の年間捕獲数であります、令和5年度から約850頭余りで推移しており、その捕獲方法の約6割が銃器によるもの。約4割がくくりわなとなっております。一方、被害額は年間約120万円で昨年度に比べると1割程度減っている状況であります。今後においても鳥獣被害対策の3本柱であります。一つ、農地周辺等での鳥獣の捕獲や、駆除の個体群の管理に、侵入防止柵等の設置管理や追い払いの侵入防止対策、餌や潜み場をなくす、生息環境管理の活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右するとされております。引き続き、電気柵等、設置補助や狩猟免許取得等補助活用頂き、侵入防止対策や狩猟免許取得の確保などの基本的な対策が重要であると考えております。また先ほど河内議員からも御紹介頂きました。村の広報では、毎月、餌付けストップと題して、鳥獣被害対策の情報を発信しております。先ほど御説明した補助事業につきましても、村広報やホームページ、SNSによる情報発信など、積極的に周知徹底を図りたいと考えております。次に、2番目の質問要旨の2についてでございます。全国的にもそうではありますが、本村においても高齢化や人口減少が進む中、ICTを活用した遠隔監視や、捕獲データ収集分析等による見回り作業の省力化など、デジタル技術を駆使したスマート鳥獣対策の普及を推進してまいります。あわせて、ジビエの利活用推進については、捕獲から処理加工、供給消費の各段階において、必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要です。財源や設備など、さまざまな問題がありますが、ジビエ利用振興の具体案を早急に取りまとめます。また国の補助事業の要件拡大や他地域で効果のあった事例等は、情報収集のアンテナをさらに高めて取り組んでまいります。1例を申し上げますと、食塩水を活用した実証実験結果では、雌だけを引き寄せて捕獲することにより、個体を減らす効果的な対策として、大きな成果も出ております。また予算面では、来年度、環境省の補助金で、指定管理鳥獣対策事業における交付金の大幅な増額が見込まれ、同時に対象事業の人材育成強化など、メニュー拡張が予定されておりますので、積極的に活用をしてまいります。また先ほど要旨1で説明しました新規狩猟免許取得者を確保することで、鳥獣被害対策実施隊の増員を図り、地域ぐるみの対策が重要なことから、例えば村内の各中山間地集落協定との連携強化を図るなど、地元の方々と協働して、鳥獣対策被害対策を推進してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 7番、河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番、河内です。今の御答弁頂きました。猟友会が95名しかもう高齢化等で動けない方が多いというのも、村長お分かりのとおりです。被害額も120万、こういった額ではとてもありません。イノシシ

の場合ですね、大体年間4頭から子どもを生みます。そして多いときは8頭です。ウリボウは8匹生まれます。すごい繁殖率です。あと鹿の場合は天敵がないので、1歳で15%がもう子どもを産むそうです。1歳で15%、1頭から2頭、2歳になったら残りの85%、ほぼほぼ2歳になったら100%、子どもを産むそうです。それでもこの増加要因になっています。すごい繁殖率です。こちらですね、もう、なかなかは何もかからないような状況になってきましたし、頭を凝らして知恵比べです。今の村長から貴重な資料のバケツということをおっしゃいましたので、今度日曜日、我々も、作業をやるので是非みんなと話してですね、実践してみます。はい。全体的に、村長のスマート捕獲とか、そういうこともおっしゃいました。環境省の補助事業ということもおっしゃっていただきましたので、是非そこらを活用していただきながら、村としてのですね、体制を整えていただきたいと思いますし、あとジビエに関しては、やることは本当にいいことです私も賛成です。しかしおっしゃったように、マネジメント、経営力がないと獲ったのを、新鮮なうちに持って来ていただくとか、そういうのがないと成り立ちませんので、これも分析しながらですね慎重に、我々もアドバイスをしながら実践しながらやっていきたいなと思います。全体的に本当前向きな答弁を頂きました。今度、猟友会で10月の末に一斉捕獲というのを毎年やります。今までは、トップ村長がいらっしやったことはありません。是非ですねそういうときに来ていただいて現状を見ていただく。そして、いつもお世話になって、またいろいろ話を聞いていただくというのも大事かと思しますので、その点だけ。続いてちょっと質問させていただきます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 ありがとうございます。いろいろとこの数字にあらわれない被害というものも出てきているというふうには認識は十分しております。その期間をもってしっかりこれから、農政課が中心となりながらであります。猟友会の皆様とも情報共有しながら、また、先端の技術、省力化に向けてですね、技術導入、そして補助金の活用、こういったことも積極的に取組ながらですね、村内での捕獲頭数を増やし、被害を最小限抑えていくという努力は全力でまた取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、是非現場のいろいろなお声も聞かせていただきながらですね、一緒になって進めてまいりたいと思います。そして先ほど10月末の一斉捕獲、これも是非私も現場にお邪魔してですね、皆様、大変な皆様との意見交換、そして現場を拝見させていただきながら、自分自身の皮膚感覚として、そういった今の厳しい現状をしっかり認識を新たにさせていただきたいというふうに思っております。ほかの猟友会の方々からもですね、御案内を頂きましたので、是非お邪魔した

いと考えております。そしてジビエに関しまして、今協力隊の専門の隊員もおります。いろいろな村ガイドの事例なども、見聞して学んでおります。そういった意見も取り入れながらですね、この南阿蘇村の地理とか特性に合った、ジビエの在り方、そして、ペットフード等への加工なども含めた活用についても、具体的に、アイデアをまとめてまいりたいというふうに思います。引き続きの、御理解と、そして、現場の声を聞かせていただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 2問目、簡潔にまいります。2問目は提案的一般質問です。一般的に政策や条例に関して、意見を募集、することそれをパブリックコメントといいます。またプロパープロポーザルという方式もあります。村民の皆様から行政役場に寄せられる提案提言、苦情や要望について、文書化することについての質問です。村民の皆様から役場に対して毎日のように要望や提案あるいは苦情が寄せられているであろうことは想像に難しくありません。私も体験してきましたが、来庁され、直接申出たり電話で連絡されることもあるでしょう。問題はそれをどう扱うかであります。重要なことは村民の貴重な意見、大きな声、小さな声、御高齢の方、障害をお持ちの方などの声なき声、声なき声を平等に取り扱うことです。内容が自分の扱う事務に関連する事項。時には複数の課に関係していること事柄もあります。職員個人の判断、若さ、感性により聞き流してしまうということもあるでしょう。それが結果として、村民の意見が行政に反映されない。住民無視の行政だと思われる方も出てくるでしょう。ある市自治体では、市民や市議会議員からの苦情や要望、意見等に適切に対応するため、庁内統一の相談記録表を作成し、適切に記録、上司への報告、相談の徹底を図っているとのこと。記録表には、担当者名、受付日時、申出人の住所氏名、提案要望、苦情等、相談内容の要旨を記入し、軽微な事案を除いては、係長、課長補佐。課長に報告。課長の判断によって、部長、副市長、市長に報告する仕組みをしているそうです。記録文書は情報公開の対象となる場合がありますので、結果として、他の自治体で問題となっている行政対象暴力、市議会委員会の口利きに歯止めをかける効果があるようです。太田村長も前回、私の一般質問で、村民の要望は大事、大切ボトムアップ方式で対応していきたいとの答弁をされました。村民の声を大事にする。村政に生かすという観点から、本村においても、村民の要望、提案苦情等を文書化することについて、いかがお考えか村長の所信をお伺いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 河内議員御指摘のとおり、村民の皆様から寄せられる御提案や、御要望は、村政運営にとってかけがえのない財産であり、太田村政で目

指しているボトムアップ方式による行政を推進する上で不可欠なものとして認識をしております。この貴重な御意見を適切に記録し、活用していく仕組みづくりは、現在、村が進めている行財政改革の一環として、喫緊の課題であると認識しております。6月議会で説明させていただきましたが、首長が個別の案件を直接受け取ることで対応がトップダウン型にならないように、南阿蘇ホームページに南阿蘇村ホームページに掲載されておりました。村長への直行便、メール便を閉鎖いたしました。現在は、村民の皆様が頂く御意見、御要望は担当課が個別に窓口になり、記録し、管理しております。しかしながら、担当者間の引継ぎが不十分であったり、過去の類似案件の対応経緯を庁内で共有し切れていないという課題も散見されます。これは行政の効率性低下を招くものであり、行財政改革の観点からも改善すべき点です。この課題を解消するために、先ほど議員が御提案を頂きました全庁共通で、利用できるフォーマット、また、仮称ですが、村民意見等相談記録票を作成し、導入に向け、に向けて協議をしております。これにより、御意見の受付日時、内容、対応状況、そして担当者名など、必要な情報を統一された書式で、記録することが可能になります。また軽微な案件を除き、係長、課長補佐、課長といった段階的な報告体制を設け、必要時に応じて、上位職層に情報をくみ上げていく。運用事例も、他の自治体に見受けられていることから、こうした仕組みを参考にして、村においても、住民要望が確実に引き継がれ、庁内で共有される体制を構築してまいります。この記録表を紙媒体または電子ファイルで作成し、各課で適切に管理、共有を仕組み化することで、職員間の情報共有と業務引継ぎを確実なものにし、村民の皆様への迅速且つ丁寧な対応を強化してまいります。この記録表の導入は、村民サービスの向上を図ると同時に、業務の標準化と効率化を進める行財政改革の重要な一歩と位置づけております。そして将来的には、この記録表をデジタル化し、庁内ネットワークで全職員が横断的に参照できるシステムの導入を視野に入れて、おります。これにより、過去の対応事例の検索や傾向分析が容易になり、行政運営の合理化につながると考えております。本格的なDX化には、予算や運用面での課題も伴いますが、職員の生産性向上、ひいては村民の皆様へのサービス向上を目指す行財政改革の柱として、今後もスピード感を持って検討、構築してまいります。私は村民の皆様一人一人の声に真摯に耳を傾け、その声を最大限に尊重する行政こそが、村民の皆様の満足度向上につながると確信をしております。行財政改革を通じて、それを仕組み化し、より効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、今後も、努力を続けてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番、河内です。提案的な質問を行いました。これは

○10番 橋本功 ありがとうございます。通告に従いまして、大綱2点について質問させていただきます。的確な御答弁よろしくお願ひいたします。1点目は、選挙違反のない公正な選挙環境の確保についてでございます。南阿蘇村村長、議員選挙は、2月18日告示、2月23日投開票が行われました。まず冒頭に申し上げますが、選挙は民主主義の根幹であり、全ての候補者が公平に、且つ自由に活動ができる環境の確保が行政に課せられた重要な責務であります。しかしながら、この選挙において、非常に憂慮すべき事態が発生したのであります。具体的には、出陣式の予定地に対し、一部で綱を張るのぼり旗を設置する。車両を駐車する。といった、妨害工作が発生したのであります。出陣式の前日は、撤収されましたが、この行為は、物理的に選挙活動を妨げるだけでなく、公職選挙法に抵触する、選挙の自由妨害に該当する可能性があると考えます。公有地の場合は、村の条例や、規則に基づいて、使用可否や手続を定めることができますが、私有地の場合は、所有者の承諾があれば、自由であり法的に契約を義務づける規定はありません。しかし、こうした大きな妨害事務自体に対して、選挙管理委員会は事態を認識されているのか御見解を伺います。次に、今回の事態を踏まえた、同様の妨害行為の再発防止について、具体的な対策についてお伺ひいたします。選挙期間中の公共の場で、選挙活動を行う際、行政はどのように、安全と公共性を確保していくのか。今後の選挙において、同様の事態が起こらないように、どのような工夫や取組を進めていかれるのか。特に公有地や私有地周辺での妨害行為は、防ぐための対策強化は、近々の課題であると考えます。選挙に関する規則規制は、公職選挙法では、全国一律とされているため、ルールを設けることは困難であります。村として公有地や私有地を選挙運動に使用する場合は、事前に使用許可や借地契約などの確認をする指導を行うこと、行ってはどうでしょうか。このように、具体的な制度整備やルールづくりを行う考えはあるかお聞かせください。本件は私個人の問題にとどまらず、全ての候補者は公平に、選挙活動ができるものであることが問われていると認識しております。南阿蘇村の選挙の公正性を守るため、責任ある答弁をお願いし、質問を終わります。

○議長 山室昭憲 選挙管理委員会書記長。藤本総務課長。

○総務課長 藤本哲章 10番、橋本議員の質問に対して、選挙管理委員会委員長の代理、事務局書記長としてお答えいたします。まず質問要旨の1についてですが、選挙管理委員会は公職選挙法に基づき、中立且つ公正な立場で選挙事務を行うことを最も重要な責務としております。御指摘のように特定の候補者の選挙運動が物理的に妨げるような行為があった場合、公職選挙法に抵触する可能性があると考えしております。ただし、事態が発生した場合には、事実関係の調査や、違法性の最終的な判断については、司法機関の所管であり、

当委員会が違法性を判断することは難しいことと思います。とはいえ相談や報告があった場合には、公職選挙法の趣旨に基づき、必要に応じて、適切な助言、指導を行ってまいります。特に周知における選挙運動については、土地の所有者と候補者との当事者間の問題となることもありますが、そのような場合も、法の趣旨に沿って冷静且つ公正な対応を行っております。今後も選挙が公正、且つ自由に実施されるように努めてまいりたいと思います。次に要旨の2についてですが、選挙に関するルールは公職選挙法により、厳格に定められており、その解釈や運用についても、国や県の選挙管理委員会の方針に従うことが基本となっております。そのため村が独自に新たなルールを設けることは、現状では難しいのがあります。ただし、選挙違反の防止に向けては、公職選挙法の内容を正しく理解していただくことが重要であると考えております。このため候補者や関係者を対象とした説明会では、選挙の禁止事項や注意点についての丁寧な説明を行っております。また選挙運動に私有地を使用する際には、土地所有者との契約書やまたは覚書を交わすように指導し、トラブル防止に努めてまいりたいと考えております。今後も広報誌やウェブサイトを通じて、公正な選挙の重要性を村民の皆様伝えてまいります。また選挙違反の疑いがある場合には、警察などを関係機関と連携し、適切に対応してまいります。選挙管理委員会等をいたしましても中立公正な立場を堅持し、誰もが安心して選挙に関われる環境づくりに引き続き、取り組んでまいりたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 10番、橋本功議員。

○10番 橋本功 はい、前向きな答弁ありがとうございました。このように今答弁頂きましたようにですね、やっぱり村がよくなるためには、お互いが検討し合ってますね、村をよくするっていう方向づけが私は必要ではないかと思えます。ありがとうございました。次に移りたいと思います。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 2点目は、一般社団法人農業未来公社に対する村の補助金とその運営の在り方についてであります。南阿蘇村が関与して、設立された一般社団法人農業未来公社について、私は以前より関心を持ってまいりました。本来、同者は法人として、独立、自立した運営を目指すべき、存在であるはずですが、実際には、現在に至るまで、村から多額の補助金が投入されており、その実質的な運営が村の公金によって支えられている実態が見受けられます。特に注目すべきは、令和3年度から、令和6年度にかけての4年間で、南阿蘇村から農業未来公社に対して支出された補助金の総額は約1億1,000万円に上るといふ点であります。この金額は決して少なくない、村の財政資源を1法人に集中して投じたことを意味します。そこで、以下の点について伺いま

す。1、農業公社の運営財政の実態についてであります。①農業公社の現在の事業内容、職員構成、年間予算、及び収入の内訳について御説明をください。②村が交付した補助金約1億1,000万の内訳とその費用対効果について、村はどのように分析、評価されておられるか。③補助金がなければ、事業継続が難しい状況であるのか。それとも、あくまで一部補填的な性質なのか、実態をお伺いいたします。2、公社に対する補助金支出の監査対象についてであります。村が交付した補助金は、監査対象になりますが、社団法人であり、今まで実施されたことはありません。今後どのように取り込まれるのか、お伺いいたします。3、公社の独立性と現在の補助金、既存の整合性についてであります。村が、補助金を出し続けることにより、法人の経営的自立を妨げている可能性があると考えますが、村長の御意見をお聞かせください。南阿蘇村の財政が、潤沢であればまだしも、限られた財源を村民、全体の福祉、基盤整備、子育て支援等に充てる必要がある中で、特定法人への多額の補助金、継続が妥当なのかは、極めて重要な政策判断であります。私は農業未来公社の存在や農業振興そのものを否定するものするつもりはありません。しかし、1億1,000万円という巨額の公費投入に対しては、村民に説明と可能な透明性は求められます。そのためには、適切なガバナンスと自立に向けた明確な方向性が不可欠であると考えます。補助金の支出根拠は地方自治法第232条に、普通公共団体は、公益上必要がある場合において、寄附または補助することができる」と規定されています。この補助事業については、丸々事業補助金、交付、要綱等の規定を作成し、補助金交付の目的や補助基準等を明らかにすることになっております。また、監査請求制度は、行政の暴走や不正を防ぎ村民の信頼にこたえるための最後のとりでであると考えられます。約1億1,000万円という多額の公金を出資しているにもかかわらず、行政内外の監視が機能していないとすれば、これは重大な問題であります。村として、監査制度の運用に甘さがないか、いま1度見直すべきではないでしょうか。以上、村長及び関係当局からの明確且つ御誠実な御答弁を求め、私の御質問を終わります。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 10番橋本議員の御質問にお答えいたします。まず質問の要旨1についてお答えいたします。前村長時代に設立されました、未来公社については、私も就任当初は廃止する形方向で考えておりました。就任後改めて事業内容を精査したところ、現在研修中の地域おこし協力隊が11名在籍していること、そして卒業生から新規就農者が6名育っていること。これまで機械導入で、2,661万4,280円。そのうち村費が1,568万8,280円。またそばの刈取り作業受託では一定の実績もあり、販路拡大と並行すれば今後そばの生産は伸びる可能性を持っています。また村にとっては、新規就農

者の育成や耕作放棄地対策は重要な課題です。これらの観点から、私は未来公社を廃止ではなく、収益性を考えた事業の見直しなどにより、抜本的な立て直しを進めたいと考えを改めたところであります。現在未来公社では、高齢化などによって、耕作を断念された方の農地を仲介する農地仲介事業、地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者育成事業、そばの収穫乾燥調製作業を中心とした作業受託事業の三つを主に行っております。職員は役場から出向して、役場の業務を兼務している課長補佐級職員が1名、役場に在籍しながら公社の事務を行う主事級職員が1名、週3日程度研修生の指導や機械の整備等を行う臨時職員が2名、地域おこし協力隊新規就農プロジェクト、が11名在籍しています。またそば振興プロジェクトで1名、有機農業推進プロジェクトで2名の協力隊も在籍しています。

公社の令和6年度収入の内訳は、作業受託収入が、1,201万6,833円。農産物販売収入が、2,703万9,788円、うちそば販売収入が、1,811万418円であります。営業外収入が225万8,648円。支出の内訳は、そば等の仕入れ高が1,982万8,038円。当期製品製造原価が1,747万6,292円。管理費用が513万7,469円などで、差し引きますと経常経費がマイナスで241万7,091円となっております。241万7,921円の赤字であります。令和7年度予算では、水稻の作付面積増加や、米の単価上昇等に伴い、経常収支は黒字化を見込んでおります。次に橋本議員質問の要旨2点目でございます。公社の業務に対する補助金として、令和4年度に農業機械リース導入の補助金として、2,661万4,280円。うち村費が、そのうち村費が1,568万8,280円を支出しています。この機械については、農業研修や農作業受託等で活用をしています。機械によっては使用頻度の低いものもあるため、現在有効活用に努めているところであります。それ以外で橋本議員御指摘の公社に対する補助と言われた支出の内訳でございますが、まず旧両併小学校の改修で4,236万138円、そば乾燥施設の維持管理費として4年で1,195万2,093円。令和3年4年のそば生産者向けのそば価格補填として、2,144万2,500円。旧両併小学校の電気水道代として4年間で248万2,630の合計を足しますと1億飛んで485万1,641円ということで、あります。この内訳に関しまして旧両併小学校の改修は、廃校活用のための改修であり、校舎に対する補助ではありません。またそばの乾燥調製施設については、公社が設立される以前から、そばの生産振興のために、村が支出していたものであり、公社に対する補助とは性質が異なると考えています。そば生産者向けの価格補填については、公社を通じて生産者のそば価格を補填するものであり、公社に対する直接の補助ではありません。旧両併小学校の電気水道代については、村から支出をしておりますが、現在の農業公社の

立地条件としては、余りにも東の端にあるために、現在原尻団地への移転も検討をしているところでもあります。旧両併小学校の維持管理にかかる費用は今後村で負担する必要があるとも考えております。以上のように、全てが公社に対する補助ではないため、費用対効果の分析や評価を行っておりませんが、支出を減らすことができないかについては、継続してしっかり検討をしております。次に質問の要旨3についてお答えいたします。先にお答えしたとおり、農業機械導入以外は補助金ではないという認識であります。そばに関しては、収穫用コンバインの更新も更新時期も迫っており、機械や施設更新に伴う補助は、今後も必要であるとも考えております。ただ公社独立採算は当然、あるべきだと考えておりますので、経営改善の方策については後ほど御説明をいたします。公社に対する監査対象についてはでございますが、先ほどお答えしたそば乾燥施設関連については、委託料及び賃借料、旧両併小学校については光熱費及び委託料として支出しており、補助金ではないため、監査対象にはならないと考えております。また1件100万円以下でも、事業内容によっては、決算審査時に報告をさせていただきます。公社の決算監査につきましては、先ほど御答弁頂きました村の監査委員もお務め頂いております吉里様に監事として、決算内容を御確認頂いております。村の監査で同等とあるとも考えておりますが、村の監査対象となる支出については今後村の監査でも御説明をいたします。3番目、公社の独立性と現在の補填依存の整合性についてであります。公社の業務については、全国的に稲作農家の高齢化が進み、農地の荒廃などが危惧される中で、注目される取組として、現在他市町村の議会や農業委員会から視察も増えてきていると報告を受けております。ほぼ素人の若者を指導して、農業者として育てるため、現場も大変苦勞してしながら業務に取り組んでいるのが現状ですが、一定の効果も出てきていると認識をしております。活動開始から4年目を迎え、公社で研修を受けた地域おこし協力隊のうち6名が就農し、現在11名が研修中であります。農地中間についても、20ヘクタール以上の仲介実績があり、耕作放棄地対策として一定の効果も発揮しており、公社の必要性や期待は今後さらに増していくものと考えています。しかしだからといって、現在の赤字経営を許すわけではありません。公社の経営改善については、公社理事会の中でも既に議論しているところでもあります。経営状態について、先ほども説明しましたが、令和6年度決算の経常収支で約240万円の赤字となっております。この状況を改善するための方策として、三つの改革を実行してまいります。まず一つ目は、農業公社を認定農業者にして、国の経営所得安定対策を受給できるようにすることで、そばや大豆等の土地利用型作物で農地を維持管理しながら、経営を改善してまいります。

二つ目は公社で研修を受けている地域おこし協力隊は現在、役場の会計年度

任用職員という位置づけですが、地域の企業に直接雇用される形態で活動を行う。いわゆる企業雇用型の地域おこし協力隊に変更することを検討しています。この変更により、隊員の勤務時間を柔軟に運用することが可能となり、作業効率アップが期待できます。あわせて、業務委託費として、国の交付金も最大限に活用して、公社の職員体制の整備を図ることで、経営改善を図っていきたいと考えております。

三つ目に、農業の課題を解決するための実証実験等に取り組、生産コスト低減や、付加価値向上を図ります。あわせて、ふるさと納税の返礼品として、農作物の加工、商品開発も担えないかと考えています。将来的には、農作物の生産、加工販売まで一貫した、いわゆる地域商社のような、役割を公社に持たせたいと、現在構想を練っているところであります。これらの新たな取組を通して、未来公社の効率的な働き方改革と、収益性の向上の両立を目指しながら、地域からも認められる組織に再生させたいと考えています。橋本議員はじめ議会の皆様には引き続き、公社に対する御指導をお願い申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 はい。10番橋本です。村長答弁ありがとうございました。この中でですね、私がなぜこの農業公社みらい公社を取上げたかと申しますのは、以前の村長のほうからのですね、私の質問に対してですね、このように話しておりました。答弁を頂いておりました。令和4年度まではですね、初期投資の持ち出しが発生するが、令和5年度以降は、農産物、農業生産物の販売収入等で、支出を賄うことができるため、村の持ち出しは一切ないと。発生しませんよということですね。前の村長から答弁を頂いているわけです。ところがですね、それがまだ、このようにズルズルとして、しかもですね、職員まで投入をしている。職員まで投入するには膨大なですね費用がかかっているということになるわけですね、人件費とかですね。私たちの質問に対しての答弁はですね、みらい校舎は地域協力隊だから、ね、別にほかのですね、人件費は要りませんと、現実的に私は、いや、村の職員もいるのであれば、村からの投資じゃないでしょうかということも言ったのですが、やっぱなかなかそれを受入れてもらえませんでした。ですからこうした中ですね、今現在ですね、もう村が、農業みらい公社が途中農地を借りている。でも、ある地主さんからも言われました。土地は貸したけども、私どもの農地はですね陥没しております。もう既に困ったって、借地料はもらっているからですね、何とも言えないけども、何とかこういうことで改めていただけないでしょうかということですね。お尋ねもですね、ありました。だからこういうことがですね続いている中で、今、村長の答弁を聞いていると、立派なことなのですけども、実態は違うのだ

ということをですね村長知っていただければと思いました。これが現実なところですよ。費用にしてもね、全体的な4,000万からあります。今赤字が続いているて、素人考え誰が見てもですね4,000万の収入があるなら、何で赤字になるのだろうかというふうに聞こえてくるわけですね。こうしたことが、村の財政を少しずつ圧迫しているのじゃないかなって。人件費から含めましてですね、そういうことがありますけども、私はこれを考え直ししていかないといけないのじゃないかと。あともう1点村長の言われました。このお話をされました。企業が雇用の話が、出ました。企業雇用型っていうですね今度はそれが地域協力隊のほうに変わっていくのかなということが分かりませんでしたので、これをお尋ねしたいと思います。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。先ほども答弁で申し上げました全村長時代に設立された公社ということで、ありますが、私が就任してから、精査したところ、やはり公社という名前でなかなか不便な土地であるとか、そういうところも見直されているようなところも、実際として感じる場所でもあります。前村長が、村の持ち出しは一切発生しないというような答弁をされた。橋本議員の御指摘でございます。しかし実際、補助金ではありませんが、公社に関する支出というものは、そばの生産者の補助等も発生をして、乾燥施設への金額等はお金等を発生はしております。このあたりはしっかりとですね、今後も、持続可能な運営のために、しっかり見直しをかけながら、そして先ほど申し上げたあらゆる改革、収益を上げる改革を進めていくことでですね、今現在進めておりますふるさと納税の増額に向けての農業部門を担ってほしいと私は今考えておりますので、そういった形で独立採算、自分で立って収入も得ながらですね、そして新しい新規就農者も育てられるような組織体を目指していきたいというふうに考えております。御指摘のように、廃止も考えましたがこれまでの投資分、これもやはりございます。そして、新規就農者も6名、誕生しております。そういった部分も鑑み、今一もう少し私の代で、改革をさせていただきたい。そしてしっかりと自立した公社そしてできればもう公社という名前も変えていきたいというふうに思っています。そういう意味で少し先を見ながら、持続可能な経営体に変えていきたいということで、雇用形態もですね、この協力隊の雇用形態も見直したいと思えます。現在の形だと、なかなかですね、時間が何時何時と決められていて、夏場の暑い時期時間帯にも作業しないと間に合わないとか、そういうちょっと不便なところも現場から声が聞こえておりますので、そういった作業時間がこの気候自然に合わせて、働きやすい、形態に変えていくことを目的として、企業、雇用形態を変えていこうということでもございます。全てが、独立をしていくための手段ということでの一つと、

御理解を頂きますようお願いをいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 はい。10番橋本です。村長は、改善策も検討されているということでございますので、また、それが決まりましたら、お話を頂ければと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 はい村長。

○村長 太田吉浩 はい。先ほどですね、公社の収支も、議会の皆様に報告させていただきました。しっかり光明盛大にきちっとですね、そして地域の皆様何よりも愛されるというか、必要とされる組織に生まれ変わらせていかなければならないと思っております。私も村長ということで、理事長にもなりますので、その責任をおいて実行してまいりますので、引き続き、議会の皆様にも説明をしながら、そして公明盛大な組織体に変えていきますことを最後にお約束申し上げます。以上です。

○議長 山室昭憲 以上で10番、橋本功議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 ここで、休憩をいたします。2時15分。15分から再開いたします。

-----○-----

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 再開いたします。6番、坂田正也議員の質問を許可します。

○6番 坂田正也 6番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をします。私は、買物弱者対策について質問をします。太田村長は、政策に七つの公約を提言されています。項目として、1温泉環境、2買物弱者対策、3ふるさと納税の倍増、4遊具つき公園の整備、5有害鳥獣対策、6企業やスポーツ大会の誘致、7農作物の販路拡大です。その中で、買物弱者対策として、買物弱者ゼロを目指す取組は、本村において重要な課題である。そして、状況を改善するためには、スーパーマーケットの誘致が不可欠であると村長は明言されています。予算で、企業誘致基本計画策定に1,600万円が計上されています。まず、企業誘致基本計画書の内容を具体的にお尋ねします。また、企業の誘致に向けた今後のスピード感を持った対応について、村長にお尋ねします。お願いします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 6番、坂田議員の御質問にお答えをいたします。企業誘致基

本計画書とは、産業用地基本計画のこととと思われますのでその理解でこれから答弁をさせていただきます。当初、産業用基本計画については、役場北側の下西原農地の約2ヘクタールをトライアルをはじめ、スーパーなどの小売店を含め、複数の業種を誘致するために、策定することとしておりました。その後の協議において、トライアル、の出店は依然として検討中であるとのことから、全体的な内容の見直しが必要であると考えています。現時点では、基本計画の策定における企業選定については未確定の状態となっております。本来であれば、前村長時代に、事前にトライアルとの詳細協議及び関連企業等の誘致決定を踏まえた上で、先ほど1,600万と言われましたが、具体的な事業に着手すべきであったとの思いもございます。が、私が村長就任した際、私の公約におきましても、村内に活気とにぎわいを取戻したいとして村内のスーパー誘致を掲げております。早急な対応が必要な事案であることとして、現在、継続協議として民間企業の誘致に向けて動いているところであります。その上で、関係者の方よりいろいろと御提案を頂いておりますが、課題もあるとして検討調整を重ねているところです。なお、当初計画に上がっていたトライアルには、あさって、9月10日に私が福岡県にある本社を訪問し、改めて店内出店について御相談させていただくということで、面会のアポイントもとれております。トライアルに限らず、主たる進出企業が決定すれば、具体的計画も速やかに、策定できることとしております。次に、企業誘致に向け、今後のスピード化の対応についてですが、私自身も地域経済の活性化と生活の利便性向上を両立させていくことが喫緊の課題であると認識をしております。その中でも、スーパーの出店は住民サービスの向上のみならず、地域の雇用創出、地産地消の促進、災害時の物資供給体制の強化といった多面的な効果をもたらす重要な要素であると考えております。特に人口減少、高齢化が進む本村においては、日常生活の利便性を確保する生活の基盤として、のスーパーの確保や、移動販売との連携は、急務であります。そのため、私自ら、村への出展企業参入について、金融機関や、不動産会社などにも情報提供を行いながら、進出条件等についても助言を頂くなど、協議調整を行っているところであります。なお、計画策定地の庁舎北側については、この半年間、自ら営業しての印象ではありますが、民間企業からすれば、進出メリットが弱いとようであります。立地は村の中心部、さらに県道と隣接しているとはいえ、道の駅あそ望の郷のように、既ににぎわい拠点として確立している場所ではなく、県道28号熊本高森線や、国道325号に比べますと、交通量も少なく、周辺に住宅も少ないがゆえに、企業進出における立地条件としてはハードルが高いようであります。そのため、速やかな企業進出を促すために、村で施設を建設し、賃料を徴収するテナント方式を採用することも新たに検討を始めます。企業にとって

は当初の設備投資が抑えられ、本村に進出しやすい環境を整備することも選択肢に加える必要があるのではないかと考えているところであります。仮に村が施設建設をする場合、単独起債ではなく、各種補助金やふるさと納税寄附金等を活用するなど、財源確保と並行して取り組む必要があります。引き続き速やかな計画策定に向け、まずは主たる進出企業を確定できるよう、継続し、誘致営業活動を行ってまいりますので、御理解頂きますようお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 坂田正也委員。

○6番 坂田正也 はい、6番坂田です。御答弁、ただいま頂きました。今後、買物弱者ゼロの村の実現に向けた取組を強化する。そして、村民が住みやすく、安心して生活できる環境づくりを進めていただく。スーパーマーケットの企業誘致に向けて、今後、スピード感を持った対応を切に強くお願いをします。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。御指摘ありがとうございます。私も坂田議員と同じ問題意識、認識を強く持っております。しかしやはり民間企業を誘致するということはある程度大きな企業になればなるほど、収益性、そういったものを緻密にですね、調査をして、判断するというところで、本村の立地がですね、西側は、大津町に近い。東側は、高森町に近いということで、やはり買物弱者をニーズとしてやはりこの役場中心部、というところが一つの大きな課題でもあるかなというふうに認識をしております。その課題解消のための店舗誘致と、そして、現在村内で活動されていらっしゃる移動販売、福祉的な意味合いもございます。個別に、食材を届けられているというお話も聞いておりますので、そういった二つの動きをしっかりと支援をしながら、買物弱者ゼロに向けての村づくりを早急に進めてまいりたいというふうに考えております。まずは役場北側の誘致企業をしっかりと私自身、トップセールスで動き回りたいと思っておりますので、また、議会の皆様には動きがありましたら、政策懇談会等でも、御報告をさせていただきたいと思っております。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長 山室昭憲 以上で、6番坂田正也議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 5番岡智則議員の質問を許可します。岡議員。

○5番 岡智則 はい、5番岡です。議長の許可、許可を頂きましたので質問を行います。今回は2問ありますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 はい、許可します。

○5番 岡智則 ありがとうございます。1問目村の基幹産業である稲作を維持発展させるため、村の支援策についてお伺いいたします。近年、地球温暖化の影響による高温障害が発生し、品質や収量の低下が懸念されています。また、村内で、地域の農業事業者の耕作放棄地増加が加速しており、農地の維持管理にも課題を抱えています。さらに、農業資材や燃料等の価格高騰に伴い、生産コストが上昇しており、米価も高騰傾向にある中、昨年来、生産量不足による全国で米価格高騰が大問題となっております。そして、先月、政府は、需要が足り続ける、という前提の見通しが見余ったとし、生産量不足が価格高騰の原因であると認め、増産へ方針転換しました。1番目の質問はこうした中、村行政として、南阿蘇村の稲作をどのように維持発展させ、課題に対し、どのように支援や対策を講じていくのか、村長の所見をお伺いいたします。2番目に、今まで申し上げた村の稲作を取り巻く課題に対し、その解決策として、農林水産省が昨年度から開始した生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業の活用を提案いたします。この事業は、担い手の減少や水田の集積、大規模化といった現場の課題を踏まえ、収益性の高い水田農業経営モデルの構築を支援するものであり、本村においても、耕作放棄地の再生や、高温障害に強い品種の導入、資材コスト、低減など、促進する契機となり得ると考えます。村としてこの国の事業を積極的に活用するお考えはあるのか、村長の所見をお伺いいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 5番、岡議員からの御質問にお答えをいたします。質問の要旨1でございます。南阿蘇村の稲作の現状としては、昨年までの米価格低迷や資材高騰等の影響で、稲作による所得確保は難しい状態が続いており、後継者の確保も困難な状況であると認識しています。昨年秋から米の価格上昇しているものの、今後も現在のような価格が継続する補償もなく、国の政策としての所得補償も、検討されている段階です。そのような中、本村としては、豊富な湧水や、冷涼な気候を生かした栽培で、農薬の使用回数が少ないことなどをさらにPRして、JA阿蘇とも連携しながら、ブランド化を図っていきたいと考えています。ブランド化に向けた取組の一つとして、南阿蘇村のお米をふるさと納税返礼品として、今以上に販売できるよう取り組んでまいります。一方で、高齢化に対応した省力低コスト化も重要であり、今後は、田植の省力化、水田畦畔の草刈りの省力化などを具体的に進める必要があると考えています。次に、質問の要旨2についてです。議員から御提案頂いた、生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業は、農業者が地方自治体、農業団体など、地域の関係者が、連携してコンソーシアムをつくり、大幅なコスト低減を目指す産地に対して、コスト分析やコスト低減に係る取組状況の把握、課題抽出、必要と

なる技術、多収品種の導入実績実証、人材育成等の取組を総合的に支援する。定額で上限1,000万円の事業であります。実証実験として3年間取り組める補助事業であり、今後の気候変動も視野に入れば、省力低コスト米の確立には有益な事業だと考えています。そこで、事業実施に向けて、現在、農業みらい公社が主体となり、村内の農事組合法人などと協議を進めているところであり、今後、村では地の利を生かした高価格帯のブランド米と、稲作農家の高齢化が進む中で、省力化を前提とした低コストの両立を目指したいと考えています。昨年からは令和の米騒動を受けて、国の政策転換が進んでいます。本村としてはその動きに振り回されるのではなく、村が目指す方向性とマッチした補助事業を吟味しながら、活用していく考えであります。議会からもさまざまな御提案を頂きながら、中山間地域における効率的なそして持続可能な米づくりと、農家の所得向上に向けて、全力で取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 岡議員。

○5番 岡智則 はい、5番岡です。最初申し上げたように、今、村は資材高騰、高温障害、農地の管理などに課題を抱えています。1番の質問に対し、豊富な湧き水や気候を生かし、JAとも連携し、ブランド化を図っていきたい。また、省力化、低コスト化を進める必要があるとの答弁でした。2番の質問で、私が提案した水田経営モデル確立支援事業については、省力低コスト化米の確立には有益で、農業みらい公社が主体となって村内で協議を進めているとのことのお答えでした。そして、村長は補助事業を積極的に活用していくとの考えも述べられました。10日前に、国の来年度予算で農水省は米の増産など、2.6兆円の概算要求案が判明しました。内容は、提案した事業や、新しい栽培方法調査、普及、高温に強く、収穫量の多い新品種への切替えの後押しも含まれているようです。是非内容を精査していただき、予算成立後、村に有効な補助事業は、是非取り組んで頂きたいと考えますし、また、村の稲作維持、発展、消費拡大のため、最後に村長が力を入れておられるふるさと納税、返礼品の米のさらなる活用策について、今の状況、お考えをお聞きいたします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。岡議員からこの農水省の事業などの御提案を頂き、本当にありがとうございます。先ほど来お話あるように、なかなか村が単独でこれから事業を進めていくというところが今、財政的にも厳しい状況であるという中で、村が目指す方向と、国がそういった支援の事業のメニューをしっかりとですね、合うものであれば、活用していきたいと思っておりますので引き続き、いろいろな情報提供頂きながら、また農政課ともですね、情報提供など頂ければありがたいと思っておりますし、農政課もですね、そういった情報収集のアンテナを

さらに高めて、今後の農家の皆様の省力化と、そして所得向上に向けた取組に我々も執行部を全力挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして、ふるさと納税の部分は後ほど工藤議員からも御質問も控えておりますが、やはりこの南阿蘇村の米というものがとても魅力がある、力があるということが、実はですね、先ほど、後ほど申し上げると思ったのですが、今回、ふるさと納税の楽天のですね、ポータルサイトで南阿蘇の米が全国1位と、いう売上げを、記録しました。私もさっき来る前にもう1回確認したのですが、間違いありません。総合3位で、米部門で1位というようなことで、見せ方、そして売り方でですね、全国の方から、と注文し頂いたということは一つの自信にもなったところです。しっかりとこの村の米を財産として、しっかりと守り育てていくそのためにはやはり、生活が成り立たなければなりません。そういった意味でしっかりと、この村の米を作り、支援をしていくということ、そして新しいことも取り入れながら、時代に合わせた、そして、この中山間地の経営、厳しい環境にも適した在り方というものを、柔軟な発想で取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きの御提案、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 山室昭憲 岡議員。

○5番 岡智則 答弁ありがとうございました。期待しております。それでは次の質問に入ってもよろしいでしょうか。2問目の質問です。熱中症対策の質問です。9月に入り、朝夕は涼しく、感じてきましたが、今年の夏というか、今年の夏も、非常に暑い日が続きました。異常気象、猛暑が続き、全国で対策の必要性が叫ばれており、厚労省各スポーツ協会、自治体等で真摯が出され、実効性のある素早い対応をとられています。村内でも特に農地ハウスの中で仕事をされる農家、野外で、現場の、建設業、観光業事業者の皆様、小・中学校部活動等の児童生徒、そして幼児、高齢者等、熱中症をいかに予防していくかが課題となっており、まずは村が先頭に立つ、対策を推し進める必要があると考えます。村の最新の熱中症対策についてお聞きいたします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。お答えをいたします。岡議員が危惧されているように、私もここ数年、本村においても、気温の高い夏日、猛暑日が5月から10月頃まで続き、村民の皆様の熱中症等の健康管理について感じているところであります。国の動きとしては、この数か月に及ぶ気温の高い期間について本村のみならず、日本全土が地球規模の気候変動の影響を受けているとし、平成30年制定の気候変動適応法を改正し、令和6年4月から改正気候変動適応法として施行しました。この改正では、主に熱中症対策が強化され、熱中症特別警戒情報、いわゆる熱中症特別警戒アラートの創設や市町村の責務を定め

られました。内容としては、気候変動適応法に関する地域の実情に勘案した施策の推進であります。一つ目が、水分、塩分の補給や室温等の調整など、熱中症対策の普及啓発であります。このことについては、熱中症警戒情報、言い換えれば熱中症警戒アラートが環境省等から発表されましたら、テレビ、ラジオ SNSなどを通して、熱中症対策への注意喚起が行われています。さらに、熱中症特別警戒アラートが発表されましたら、村としては、防災行政無線、防災ライン等を活用して、命を守る行動をとってくださいとなど、村民の皆様への情報発信を強力に推進せねばなりません。二つ目が、暑さからの身を守る、指定暑熱避難施設、一般的なクーリングシェルターと言われるものの指定であります。クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、危険な暑さから身を守るため、冷房設備を備えた避難施設です。現在村では、村の主管理施設として、LOOPみなみあそ、福祉センターを指定しています。村の管理指定管理施設以外では、施設管理者の同意を得た後に協定を取り交わし、現在、南阿蘇村社会福祉協議会が管理する久木野総合福祉センター、民間施設としては、阿蘇ファームランドの1か所、合計4か所をクーリングシェルターとして指定をしております。クーリングシェルターの追加指定については、地域全体、社会全体で熱中症に備える体制づくりの観点からも、重要と位置づけ、継続して事業者等への協力啓発を進めてまいります。三つ目が実施体制の構築です。要綱を添付しておりますが、6月に南阿蘇村熱中症対策本部を設置し、関係各課において、熱中症の予防、安定的な水の供給、暑さへの警戒及び対策等について確認したところでございます。議員の皆様にも、熱中症特別警戒アラートが発表されましたら、議会事務局から情報が提供されることとなっております。次に、村内の保育園、小・中学校の対応といたしましては、熱中症警戒アラートや暑さ指数測定器により測定した暑さ指数を確認の上、熱中症対策ガイドラインに基づきながら、日頃の健康観察をはじめ、こまめな水分補給、十分な休憩の確保などに配慮しながら、保育園活動、小・中学校活動を行っております。また冒頭に気候変動適応法が改正された際、国民、各事業所も熱中症対策に協力することが定められました。このことから、自助共助公助の流れを基本とし、まずは国民の皆様、村民の皆様お1人お1人が熱中症対策に取組、次は家庭での対策、そして近隣と助け合い、最後に公的支援と考えております。岡議員の質問につきまして、村が先頭に立つ対応が必要であるとのことでありますので、具体的な補助制度等を今後考案できないか、示唆されているのではないかと考えます。補助制度は、厚生労働省が予算化している事業所向けの空調ジャケットの補助制度等があります。村においても、これらの情報収集と村民周知に努めると同時に、各事業所におかれましても、国等の情報に対してアンテナを高くして頂ければ幸いです。今後において、熊本県内で見れば、山間

部高齢者に位置する本村であります。それゆえに暑さなれしていない村民のことを鑑み、熱中症対策補助金等の整備については、県内市町村の動向を注視しながら、具体的な施策に反映してまいりたいと考えています。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 岡議員。

○5番 岡智則 はい、岡です。答弁で、改正気候変動適応法に基づいた今の村の取組状況は理解いたしました。先週の熊日新聞に、夏の平均気温が最高を更新し、異常が日常になりつつあるとして、専門家が強い危機感を持つように呼びかけています。との記事が、掲載されました。今は自然相手だから仕方ないではなく、温暖化による災害と認識すべきだと私も考えます。御高齢な方、体力のない子どもたち、炎天下でも、野外で仕事をされる多くの村民のためにも、答弁の最後に触れられた補助制度等、有効な対策を考える時期に来ている。村政として考えていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。御指摘ありがとうございます。異常が日常と、まさにそのとおりだと思います。しっかりとそういうこの南阿蘇だから大丈夫ではなくてですね、やはりしっかりと村民を守るという観点から、きちっと対応してまいりたいと思います。また村内の小・中学校校長が連名で、学校施設、特に体育館への空調の整備を要望書も頂いております。国の補助などもしっかり活用しながら、早期に対応するということ、教育委員会と今協議をしているところでございます。しっかりと村民の皆様、そして子どもたちが安心して部活動等ができるような環境づくりにも取り組んでまいりますことを、お誓い申し上げて、答弁とさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

○議長 山室昭憲 以上で5番、岡智則議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 3番、山本涼子議員の質問を許可します。

○3番 山本涼子 3番。山本涼子です。自然環境と太陽光ソーラーパネルについて質問させていただきます。まずは、このような質問の機会を与えてくださった皆様に感謝いたしますとともに、南阿蘇村の自然環境と水未来を担う子どもたちを思い、心を込めて質問させていただきます。さて、今、日本中で取り沙汰されている外輪山に貼り付けられた大量のソーラーパネル、熊本県民のみならず、日本中の国民が変わりはてた阿蘇外輪山の現状を見て、大変心を痛めているようです。村長は、太陽光ソーラーパネル事業の現状を把握されていらっしゃるのでしょうか。皆さん御存じのとおり、阿蘇は世界農業遺産やユネスコ世界ジオパークの認定を受けるなど、世界に誇るべき資産を有する

地域と評価されており、熊本県や関係市町村を中心に、世界文化遺産登録の推進が進められていると認識しております。その外輪山の外側とはいえ、熊本市方面から帰宅する際に、目に入るソーラーパネルには違和感しかありません。それだけではなく、高森や山都町の人目につかない牧野跡地には、九州一の広さを誇るメガソーラーの設置など、熊本の豊富な地下水の産みの母体とも言えるこの阿蘇の地に、自然を破壊して行われる行為を目の当たりにしたとき、私たちは今何を考えるべきか問われていると感じております。この太陽光パネルの問題は、熊本だけではないのは皆さん御存じかとは思いますが。北海道釧路市の釧路湿原という国立公園内にソーラーパネルの設置の建設工事が行われております。私はその写真や動画を初めて見たとき、胸が苦しくなりました。資料として写真を上げさせていただいておりますが、どうしてこんなことができるのか不思議に思い調べてみました。遡ること約5年前、2020年10月、当時、環境大臣であった小泉進次郎氏が、国立公園内での再生可能エネルギー発電所の設置を促す規制緩和を行っていたことを知りました。全国各地で日本の景観を無視した開発が行われています。このことから、この流れでいきますと、時の政府、環境大臣の決定で、南阿蘇村の草原にもメガソーラー施設もしくは多くのパネルが設置される未来が訪れる可能性もなきにしもあらずと危惧をしております。そこで、現時点での森林及び農地転用による南阿蘇村内のソーラーパネル設置の件数と、それぞれまたは総合面積をお尋ねいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 3番山本議員の御質問にお答えをいたします。資料も提出頂きましてありがとうございます。山本議員御質問の太陽光ソーラーパネルにつきまして、一般住宅の屋根や地目変更した田畑に設置されるものと、大規模な土地に設置されるものがあります。このうちメガソーラーとは、出力1メガワット1,000キロワット以上の大規模な太陽光発電を指します。具体的な一般家庭数百軒から1,000軒以上の電力を賄える規模であり、野球場ほどの広大な敷地を必要とすることが多いのが特徴です。その設置には、山林や農地の造成を伴うことがあり、景観や自然環境の影響が懸念されています。本日の答弁ではこのメガソーラーについて、南阿蘇村の現状と課題を中心にお答えしたいと思います。現在阿蘇地域は日本ジオパークそしてユネスコの世界ジオパークに加盟している。世界的にも貴重な自然と文化が残る地域とし、認められています。このかけがえのない景観を保全し、次世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた重要な責務であると認識しています。山本議員御指摘のとおり、阿蘇外輪山をはじめ、日本各地に広がる太陽光パネル現状に対して、多くの住民が心を痛めていることは承知をしております。再生可能エネルギー

一事業が本来あるべき自然との共生から乖離しているのではないかという問題提起は非常に重いものと受け止めております。阿蘇の雄大な自然と複雑な地層は、私たちの生活に不可欠な水を育む水源であり、かけがえのない財産です。この貴重な環境が太陽光パネルの設置によって影響を受け、ひいては水の恵みが損なわれることへの懸念は、村としても共有するものであります。山本議員御質問の本村内における太陽光パネル設置の現状について、現時点における森林農地の転用面積をお答えいたします。まず森林転用による太陽光パネル設置面積は、8件で1.76ヘクタール、次に農地転用による太陽光パネル設置面積は51件で11.6ヘクタールであります。詳細な場所や区画ごとの面積については現在精査中ではありますが、これらの転用が村の景観や自然環境に与える影響について、改めて重く受け止めているところであります。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 ありがとうございます。森林1.76ヘクタール、農地、11.06ヘクタール、現時点での合計が12.82ヘクタールということですが、森林及び農地転用された土地の太陽光パネルの総設置面積は、東京ドームが1.7ヘクタールですので、南阿蘇村内の森林と農地転用分、だけでも、既に東京ドームの約2.7倍もの広さの太陽光パネルが設置されていることとなります。そもそもなぜこんなにも太陽光パネル設置が問題になっているのか。景観を損ねることはもちろんですが、目に見えない、または未来に起こる問題など、予想されるからです。まず一つには、パネルの寿命が20年から最長30年と言われており、太陽光パネルの廃棄の際には、多くの問題があります。これは見通しですが、2040年には80万トンの廃棄パネルが出ると言われています。ちなみに80万トンと世界一重たい船が60万トンを超えということですので、世界一重たい船の約1.4倍の重さということでイメージしていただけたらと思います。実は先日、このパネル廃棄問題が解決できるというすばらしいニュースが飛び込んできました。岡山県新見市新見ソーラーカンパニー代表のサクモトヒデユキ氏がCO2排出ゼロで95%の資源を再利用できる、半永久的循環型熱分解装置アトムを開発され、インドや中国など、世界特許も取得済みとのニュースが入り、私も大変喜びました。しかし、それも束の間サクモト社長が先月28日、49歳の若さで、急死されたとのニュースが飛び込んできました。美しい地球を次世代にとの思いで世界唯一の技術を完成させたサクモト社長の死因は不明だそうですが、その前日には、政府は、太陽光パネルの再生利用義務化を断念すると発表していたとのこと不思議なことばかり起きますが、結局、太陽光パネル廃棄問題は振出しに戻ったようです。二つ目に、太陽光パネルには鉛やカドミウム、セレンなどの有害物質が含まれており、災害時に破損した場合、南阿蘇の水源や地下水に大きな影響を与

えます。また、寿命で廃棄される場合、廃棄業者の有害物質の認識が低いと最終処分場での処理が行われないケースがあったり、そもそも処分場に持っていかず、不法投棄の可能性も懸念されています。ちなみに、3年前に問題になりました山都町東武原地区の産業廃棄物最終処分場の建設ですが、全国から反対の署名運動もあり、業者は一旦取下げております。私も現地に何度か行っておりますが、あのような有害物質を含む産業廃棄物などのごみが埋め立てられるとすれば、どんなに養生したとしても、年数がたてば全ては劣化し、前回の一般質問でも取上げましたPFASなどの永遠の化学物質と言われる発がん性物質が雨水とともに流出の可能性があります。ちなみに、山都町の最終処分場予定地だった山間には、遊水地がありました。そこから流れ出した湧水は川となり、五ヶ瀬側に合流し、アマテラスオオミカミが隠れたとされる天岩戸で知られる高千穂溪谷を経て日向灘に注ぐという大切な水脈だそうです。このような大切な水源地を及ぼす行為は、まさに、文化的景観を揺るがしかねない大きな問題と考えています。三つ目として、そもそもたくさん太陽光パネルを設置して、私たちの電気代は安くなったのでしょうか。私たちが消費した電気にかかる料金とは別に、電気代と一緒に口座から引かれている再エネ賦課金、これはさらに太陽光発電や風力発電などの再エネ事業の普及をさせるために、私たちから集めているわけですが、九州に至っては、日中の電気分は実は余っていて廃棄されているそうです。先日、村長、副村長はじめ関係課長、そして議員一同で、立野の水力発電所の建設現場に視察に伺わせていただきました。大正3年から長年にわたり、戦後の高度成長も支えてきてくださった黒川第1発電所、熊本地震のような大きな災害があっても、二度と事故が起きないようにと、そして、環境に配慮した設計で2年後の完成に向け、工事を進めていらっしやいました。この立野の水力発電システムで生み出される電気は、阿蘇地域に加え、大津町や菊陽町も賄える量との説明を受け大変驚きました。一方、太陽光パネルの寿命は最長30年、それもパネルの95%が外国製であり、その中でも80%が中国製とされています。環境、そして文化伝統に配慮しないやり方で設置し、また再エネ賦課金といういわゆる税金のような形の取立てで、国民から年間約3兆も集め、その資金でさらに太陽光や風力発電の再エネ事業を国は拡大しています。違和感しかありません。四つ目として、山林、草原が広く占める南阿蘇においては、ソーラーパネルによる災害のリスクがとて大きいということです。先日、専門の方にお聞きしましたが、台風や地震、大雨による土砂災害などにより、ソーラーパネルが飛ばされたり、または設置場所から流されたりした場合、ソーラーパネル1枚になっても、そして上のガラスが割れて発電し続けるそうです。ですので、むやみに触れては、体が吹き飛ばすほどの電気ショックを受けるそうですし、パネルの中でどん

どん発電していくので、それが原因で火災は普通に起きるということでした。これは別の方にお聞きしましたが、太陽光パネルによる火災の場合、実は関連の恐れがあるため、消火作業が難しいそうです。山火事が一旦起きれば、火消しに苦労されることは、地元の方が1番御存じかと思います。山都町や高森の発電所が災害をきっかけに火災が起きたらと考えると、とても恐ろしくなります。長々とリスクを上げさせていただきましたが、国が進めているとはいえ、水が生まれる里という自然が豊かな南阿蘇村はここに住む私たちが、この場所をしっかりと守っていく責任があると思います。そのためには、チームをつくり、しっかり議論し、条例等の見直しをしていきながら、環境を壊さない、つまり、村民の生活環境風土を生かした生業を壊さない取組にこれから力を注ぐべきだと思います。ちなみに、熊本市江図湖の水源地の土地が中国資本により購入されていたことを、市議会議員が突き止め水源保全条例の抜け穴を指摘したことで、大西市長が地下水をしっかりと守って未来につなぐために、この時期にやらなければ、禍根を残すと動き出したことで、結果、中国資本は土地を売りに出したとのことです。未来を担う子どもたちのために、今ここに住む私たち大人が立ち止まって考え行動するときかと思います。このような現状を踏まえ、村長の御意見をお聞かせください。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 太陽光パネルのリスクを具体的に教えていただきまして、私も勉強になりましたありがとうございます。そういった危険性を払うものでもありますが国の方針というか、再エネ賦課金等の推進にもよりまして、都会に設置していただけたらいいのですが、どんどん、地方のほうにそういった太陽光パネル設置が進んでいるというような現状に対しまして、村としても、規制ということで、事業者に対する規制も取組をこちらでちょっとお伝えをしたいと思います。本村では貴重な自然数環境と景観を守るため、南阿蘇村環境保全条例と南阿蘇村景観条例に基づき、太陽光発電事業規制をしています。この条例は、村のすぐれた自然環境の保全と秩序ある開発を目的としています。太陽光発電を含む開発行為に対して幾つかの規制が適用されます。まず、村長が指定した自然環境保全地域内で開発行為を行う場合、事前の許可が必要です。また、事業者は、景観条例に基づく開発行為を行う際に、村長への事業内容の事前届出が義務づけられており、これにより村が事業計画を事前に把握し、指導や助言を行うことができます。さらに、許可条件に違反した場合、不正な手段で許可を得た場合、不正な手段で許可を得た場合、あるいは協定に違反した場合などには、村長が事業の中止や原状回復を命ずることが可能です。加えてこの条例は、事業活動によって良好な環境を侵害しないように、事業者が必要な措置を講ずる責任を定めており、土砂流出や水質汚染のリスク

に対して適切な対応を求めることができます。この条例は南阿蘇村の地域特性を生かした景観の保全と創造を目的としています。太陽光発電事業は、条例で定められた工作物の設置や土地の区画形質の変更、そして規制の対象となります。具体的には、山、高原河川などの自然の風景や田園風景を有する景観形成地域において、太陽光パネルなどの工作物を設置する際には、村長への届出が義務づけられています。この届出制度により、村は事業計画が景観に与える影響を事前に審査し、必要に応じて事業者へ指導勧告を行うことができます。さらに届出された行為が景観計画に適合しない場合、村長は、事業者に対し、設計の変更など、勧告をすることができ、正当な理由なく勧告に従わない場合には、その事業所を公表することも可能であります。本村の取組とあわせまして現在阿蘇地域7市町村で、阿蘇を世界の宝として後世に伝えるため、阿蘇の世界文化遺産を目指して活動を推進しております。その一環として、平成27年11月には阿蘇の景観を守る宣言を採択し、地域の文化的景観の保全にチームで取り組んでいるところであります。太陽光発電施設についても、景観法に基づく届出制度や阿蘇地域共通の太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドラインを策定するなど、行政として、景観保全のルールづくりを進めています。このガイドラインは、事業者が景観への影響回避、低減するための具体的な配慮、事項をまとめたものです。また最後に御指摘のありました外国人による土地の取得の現状であります。外国人による森林や水源などの取得についてであります。本村においては、外国人名義での土地取得に関する正確なデータはありませんが、近隣自治体を含め、全国的にこの問題の関心が高まっており、国や県と連携をしながら情報収集に努めているところであります。特に昨年4月に施行された不動産登記法の改正により、所有者の氏名や住所の変更、登記が義務化されました。これによって、これまで所有者不明となっていた土地の管理がより明確になり、外国人による取得も含めた土地の所有状況が把握しやすくなると期待されています。大切な水資源や森林がどのような目的で取得されるのか。その動向を注視し、村の貴重な資源が不利益を被らないような対策を検討していく必要があると考えております。申し上げたように、太陽光に関しましては、村独自、そして現在は、阿蘇郡市7市町村での連携した取組、さらには外国人の土地の取得の現状につきまして、答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 はい、ありがとうございます。令和2年から、阿蘇郡市、阿蘇市郡市ですね、いろいろ取り組まれていると言われましたけれども、現状はですね、どんどん広がっていくというところですので、再度ですね、見直していただきたいと思っております。ちなみにですねちょっとまだ知っていただ

きたいことがありますのでお伝えしますが、世界の二酸化炭素排出量比率は、2020年のIEA国際エネルギー機構によりますと、日本は、2.8%です。これを2050年までに日本はゼロにするという目標だそうです。そのために10年間で150兆ものお金をかけているそうです。しかしながら、たとえ日本がCO2排出ゼロの目標を達成したとしても、実は、世界の気温上昇は、0.006度しか押さえられないそうです。またアメリカのトランプ大統領は、太陽光風力発電を信頼性の低いエネルギー、また、自然環境を破壊するなど批判し、これから太陽光風力電力に係る補助の運用厳格化に関する大統領令を今年7月に発表しております。そもそもCO2削減は本当に必要な取組か、木や、花々など、植物が二酸化炭素を吸収し、酸素を生み出し、人間が酸素を頂き、二酸化炭素を吐く小学校の頃に学んだと私は記憶いたしております。森林を伐採し、草原にソーラーパネルを敷き詰めることが本当にエコなのでしょうか。さらに、木を切り倒すことで、山肌があらわになり、さらにパネルが熱を吸収することで、実は周囲の気温を上昇させる。光電気ヒートアイランド効果についての論文を知事より、先日頂きました。地球温暖化を推進しているはずが、基本上昇に追い打ちをかけるという結果ということが書いてありました。また、先ほど河内議員が有害鳥獣による森林、農林業の被害対策についての質問がありましたが、野生動物が生きにくくなったのも、実はこの人間による開発のことが原因じゃないかと考えております。自然を壊してまでも、進めないといけない事業なのか。誰のためにあるのか、少々私は不思議に感じております。世界一すばらしい南阿蘇村は、命の源と言える水の生まれる里です。再生エネルギーの取組を考えるのであれば、水路を使って村のあちこちに持ち運びが可能なコンパクトな水車を設置するなどはどうでしょうか。地域または子どもたちの学習として、定期的に清掃をすることで、南阿蘇村が自らたくさん恩恵を受けていることを実感し、水を守り、環境を守るという意識を自然と身につけていけると思います。農地にも転用せず、荒廃したところは条件をつけて、農業に関心のある方に、練習の場としてお貸しするのはどうでしょうか。お金があっても何も買えない時代が来たとき、1番強いのは農家です。少し前の米騒動はその一つのメッセージだと感じております。明神池の現状も同様です。自然の恵みを受けると同時に、メッセージも受け取って、太田村長を中心に、この南阿蘇村の自然と水を守っていきたいと考えております。南阿蘇の首長としてやるべきこと今この大切な時代の転換期に選ばれたものの使命ではないでしょうか。以上3番山本涼子の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 山本議員ありがとうございました。具体的なですね、いろい

る事例を挙げていただきまして私もメモをとりながら勉強させていただきました。今おっしゃったように、時代の転換期であることは間違いないと思います。今までの常識が通用しなかったり、おかしかったりするのだろうと思いますので、しっかりその辺りは柔軟に対応しつつも、この村の財産であるこの自然景観、そして水、米、こういったものをしっかりとですね、守っていく方針であることは間違いございません。それは先ほど来御質問頂いている議員の皆様に対しても同じ共通した答弁の姿勢であるというふうに感じていただけるのではないかとこのように思っております。国もいろいろと今、政治が変わってきています。しかし、村としてしっかりと対応すべきところは、物を申し出ていく。この村としてどうあるべきか、これから持続可能な村づくりについて、議会の皆様ともしっかりと議論をしながら、実行に移してまいりたいと思いますので、今後とも前向きのいろいろな御質問、御意見をちょうだいできますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。御質問ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、3番山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 ここで休憩をいたします。再開を3時25分、15時25分、再開いたします。

-----○-----

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 再開いたします。4番、古澤博之議員の質問を許可します。

○4番 古澤博之 4番古澤です。議長の許可を頂きましたので、質問を行いたいと思います。どうぞ最後までよろしく願いいたします。簡潔に行います。線状降水帯、記録的短時間大雨情報、緊急安全確保、1年に数回あるかどうかの警報が、1日に何回も聞く日が続き、必ず被害をもたらしています。私はここ数年、日本各地で起こっている異常気象による自然災害の被害を重く受け止め、それを踏まえた南阿蘇村の防災対策の現状について、お聞きしたいと思います。熊本地震の経験から、私たちは災害時の備えの重要性を改めて認識いたしました。特に近年は、これまでの想定を超えた災害が頻発しており、住民の安全を守るための体制を再確認する必要があります。そこで三つの項目に分けて、防災対策の再確認と質問を行いたいと思います。

まず一つ目、避難所の運営体制についてお伺いします。南阿蘇村では、避難所運営マニュアルを策定されていると承知していますが、マニュアルで想定していない事態、例えば、村の職員がすぐに駆けつけられない突発的な災害が起

こった場合、職員が来るまでの間、避難所において、誰が中心となり、住民を誘導し、初期の運営の音頭をとるのでしょうか。そのための住民や自主防災組織の方々との具体的な役割分担について、明確な方針をお聞かせください。

次に二つ目、避難所の備蓄設備についてお伺いします。熊本地震の教訓を踏まえ、食料や水、毛布といった基本的な備蓄品の定期的な更新や、その保管状況について、村の具体的な計画をお聞かせください。また近年は、夏場の猛暑も40度超えを記録するなど、想定外の被害になりつつあります。避難所の熱中症対策として、空調設備の導入は整っているのでしょうか、お聞かせください。

最後に三つ目、ハザードマップの活用方法についてお伺いします。想定外の災害が頻発していることを踏まえ、ハザードマップは常に最新の状況に更新されているのでしょうか。その頻度とどのようなデータに基づいて改定されるのか、お聞きしたいと思います。またハザードマップの情報が村内に住む全ての住民に確実に伝わるのが重要です。デジタル媒体だけでなく、紙ベースの媒体も、高齢者やネットに不慣れな方々に対しては最も重要なツールとなります。さらに、南阿蘇村には多くの観光客が訪れます。来村中に災害に見舞われた場合、観光客の安全を確保するため、ハザードマップの多言語化表示は必要不可欠だと考えますが、これについて、村の見解をお聞かせください。追加で提案なのですが、ハザードマップの内容だけでは、実際の災害状況をリアルに想像し適切に行動に移すことは難しいという課題があります。そこで、VRや災害シミュレーション動画等を作成活用し、災害時の浸水や土砂崩れ、道路の寸断などを疑似体験することで、住民の防災意識を飛躍的に高めることができるのではないかと考えます。将来的には学校の防災教育に導入したり、高齢者や障害者向けの避難訓練に活用したりと、防災教育ツールとして使用してみたいかがでしょうか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 4番、古澤議員の御質問にお答えいたします。質問の要旨1、からお答えいたします。村の予防的避難所及び指定避難所として、一次避難所から三次避難所までの計15か所及びペット避難所2か所を村では指定をしております。パーテーション設置や動線の確保を考慮し、避難所1人当たり4平米使用した場合、おおよそ1,900人を収容できると算定しております。また大規模災害時には、各行政区公民館等を指定緊急避難所として開設するとともに、白水保健センターを福祉避難所として活用しますので、熊本地震と同規模の災害にも避難所として十分収容できると考えております。さらに、要援護者の福祉避難所として民間宿泊施設を使用することに関する協定を村内の13宿泊施設と結んでおります。避難所運営におきましては、議員御指摘

の突発的な災害が発生した場合、仮に各避難所に役場職員が到達するまで時間を要する場合は、その間、区長、民生委員、自主防災組織を中心とした、避難所運営をお願いしております。また安心安全な避難所生活を送るため、衛生管理、食事管理、健康管理の三つの管理には特に留意し、円滑に避難所運営していくために、保健師等をはじめ、関係課、関係機関と連携を密にとりながら、避難所運営を進めてまいります。次に質問の要旨2についてで、お答えいたします。村内10か所の備蓄倉庫には、保存飲料水、保存用ビスケットアルファ一米、そのほかに、寝具類衛生用品、調理用品、避難所用品、衣類等を備えております。賞味期限耐用年数等を考慮し、毎年入替えを行っており、備蓄倉庫ごとに、数量等を把握しております。ほかに関しましても、直射日光を避けるなどなどとして劣化等を防ぎ、分類ごとに分けて保管しております。食料品関係の消費期限は5年以上と定めており、入替え予定の食品等は、廃棄するのではなく、各地域の防災訓練で使用したり、フードロス事業に提供しております。また近年の厳しい夏の暑さ対策として、熊本地震以降、さまざまな支援をいただいておりますB&G財団の防災拠点整備事業を活用し、移動式スポットクーラーを3台設置しております。が、議員御指摘のとおりですね、この暑さでもあります。先ほども岡議員の質問にも答弁したようにですね、体育館の空調設備等は喫緊の課題であるということをも十分認識して、これから整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。続きまして、質問の要旨3でございます。現在村では、ハザードマップを紙ベース及びアプリ、ホームページで確認できるようにしています。熊本県や村で実施する豪雨対応訓練の際はもちろんのこと、各地域の自主防災組織の研修でも、参加者に居住地域の危険か所や自宅の危険度等を確認してもらうことで、避難経路を決める際のツールとして活用しています。また消防団にとっては、管轄地域の危険か所を把握するために役立てています。また特に、移住者の方から相談の多い住宅建設に係るイエローゾーンやレッドゾーンの確認にも、活用しているところでございます。なお、外国の方向けには、ハザードマップや村内の病院の位置図を英訳したものを閲覧用に作成していますが、あわせて多言語化に対応している熊本県の防災情報熊本を紹介しています。現在のハザードマップに掲載されている浸水想定区域情報は、国土交通省において2日間の想定最大雨量860ミリを想定し作成されていますが、近年は線状降水帯の発生により、短時間で想定外の雨が降り、同時に、土砂災害警戒における土壌雨量指数も急激に上昇することで、土砂災害の危険度が一気に高まる傾向にあります。先日10日に発生した線状降水帯による大雨では、村内において、農地等の災害が5件、道路や宅地等の災害が3件発生しました。避難につきましても、最大で59名の方が各避難所に避難されております。当日の避難指示発令後には、村

内河川沿いの浸水想定区域に居住される方々に、消防団が戸別訪問を実施し、避難の呼びかけを行っております。村としましては、大雨が予想される場合は、明るいうちに早めの避難を呼びかけ、予防的避難所も早めに開設するようしております。引き続き、自助の観点からも、住民の方々に、早めの避難行動を呼びかけてまいります。最後に、ハザードマップにつきましては、令和3年度に更新を実施しております。今後も熊本県の災害想定の見直し等に合わせ、村のハザードマップも随時更新してまいります。また、議員御提案がございましたVR等を活用した防災訓練、こういったものを私も一応体験をしまして、有効である、有益であるということであるならばまた採用に向けて前向きに検討させていただきたいと思っております。御提案頂きましてありがとうございます。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 古澤議員。

○4番 古澤博之 はい。丁寧な御答弁村長ありがとうございます。南阿蘇村、いつも、予防的避難でいち早く出ているのをいつも確認しておりますすばらしいなと思っております。毎年刻々と気象情報ですね、変化しております想定外というのが常に付きまってくるけども、そこを基準として、今からですね地震、水害乗り越えてきた南阿蘇村として、最高レベルの防災の対策を今後とっていただきたいなと希望を込めまして、質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。御質問ありがとうございます。先ほど御指摘頂きましたように、8月の豪雨では、予防的避難所、恐らく県内で1番早く発令をしたというふうに伺っております。空振り恐れず、空振ってもそれがよかったと言えるように、全庁を挙げて、防災意識、この被災した自治体だからこそできることをやらなければならないことをしっかりと頭に入れながら、そして、冒頭申し上げました。今回の被災をされた方々の自治体にもですね、若手の職員も派遣をして、熊本地震以降に入庁した職員にも経験としてですね、そういった支援も行っているところです。職員も意識を高めながら、そして、これからの南阿蘇の村民の皆様生命財産をしっかりと守れるような避難所体制、そして災害対応に努めてまいります。今後とも、また有益なですね、御提案等も頂きまして、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 山室昭憲 以上で4番古澤議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 2番、工藤眞巳議員の質問を許可します。

○2番 工藤眞巳 2番工藤です。議長の許可を頂きましたので、通告に従い一

般質問を行います。南阿蘇村の発展に少しでも貢献できるように、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。さて、私は、ふるさと納税の現状と、ふるさと納税を生かした農業振興についてお尋ねをします。今回は、このふるさと納税の目標達成に向けた戦略や返礼品についてお尋ねをしました。今回はさらに具体的な内容について質問させていただきます。全国的に、ふるさと納税の競争が激化する中で、本村のふるさと納税は、豊かな自然とその恵みが産んだ質の高い農畜産物を生かした魅力的な返礼品が強みであると認識しております。しかし、ふるさと納税を単なる財源確保の手段として捉えるだけではなく、村の基幹産業である農業を活性化させ、持続可能な発展へとつなげる絶好の機会だと考えるべきではないでしょうか。そこで、次の4点について、村長にお考えをお伺いします。

一つ目、ふるさと納税の納付状況について、令和7年度も半年が過ぎようとしております。直近のふるさと納税、ふるさと寄附金の納税額をお聞かせください。また、村長が掲げる目標達成に向けた進捗状況についてもあわせてお尋ねいたします。

二つ目です。ふるさと納税の現状と課題について、本村のふるさと納税における農業関連の返礼品について、現在の状況をどのように評価し、どのような課題があると認識されていますか。特に、生産者の参画状況や、新たな農産品の発掘についてお考えをお聞かせください。三つ目です。返礼品の確保状況についてです。南阿蘇村の返礼品では、清らかな水と澄んだ空気を育むお米が大変好評だとお聞きしております。そこで、令和7年産の新米の価格が高騰している状況の中で、ふるさと納税用のお米をどの程度確保できているかお尋ねいたします。四つ目です。農業振興と連動させるビジョンについて、先ほど申しましたとおり、ふるさと納税を単に返礼品の増やすだけではなく、村の農業を支援し、生産者の所得向上や新規就農者の増加に結びつけるための長期的なビジョンをどのように描いていらっしゃるでしょうか。具体的な施策として、南阿蘇ブランドの確立の加工品の開発への支援などについて考えがあればお聞かせください。以上4点につき、村長の答弁をお願いします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 2番、工藤眞巳議員の質問にお答えいたします。まずふるさと納税の現状につきましては、9月5日現在の寄附金、納付額は、5億323万円となっており、昨年の4億3,000万、前年を大きく上回り、前年同月比で430%、3億8,614万円増で、順調に推移をしています。また企業版ふるさと納税は昨年545万円でしたが、令和7年8月末現在で既に前年度の約3倍となる1,560万円であります。引き続き返礼品の充実や、村のPR力を入れることで、さらなる増額を期待しているところでございます。次

にふるさと納税の返礼品の取組の現状といたしましては、村の畜産物や加工品等の開発については、村の主力返礼品である米、赤牛馬刺しなどの容量やセット内容、価格の見直しなどを行うことでよりお得感のある商品の提供に取り組んでいるところであります。また課題といたしましては、米の生産面積の拡大や出荷できていない、いわゆるB級トマトや、摘果メロン等の活用などについても、新商品として開発できないか、村内への生産者の声を聞きながら、農業未来公社や南阿蘇観光局とも連携して、取組を行ってまいりたいと考えております。また返礼品の確保状況では、本村のふるさと納税返礼品の主力商品である米は、中間委託業者である。株式会社ローカルの令和6年産在庫は8月末現在、約300トンであり、9月中には在庫がなくなることが見込まれております。なお、令和7年度の米の入荷見込みはJA阿蘇から1,000俵の入荷を見込んでおりますが、最終的な確保量は、ローカルの仕入れ状況に応じて変動することになります。そのほか、村の農畜産品や加工等についてで、ございますが、本年度は村内で栽培したバラやハーブを使った化粧水や南阿蘇の湧水で育てたうなぎ、赤牛の食品ロスをなくすとともに、部位Vの特徴を生かしたコロッケやペットフードなど新たな商品開発など、村内事業者と連携し、協議を行っているところです。農業振興と連動させるビジョンについては、現在、改定策定に取り組んでおります。村の総合計画に掲げる長期的な地域振興と社会資本整備を着実に推進する財源として、農業振興と連動させた施設運用が不可欠であると認識しています。総合計画では、人口減少対策、産業の競争力強化、農業の持続可能性、地域ブランドの確立、雇用の創出と定住促進を基本法施行として、掲げており、寄附金の使途をこれからのもの、これらの目標に直接結びつけることが地域の持続的発展に資すると考えます。その上で、長期ビジョンといたしましては、第1に、安全、安定した食の供給力の強化を軸に、第2に、地域資源を活用し、生産性向上と市場の開拓、第3に、次世代を担う人材の育成と地元定住の促進、この三つの柱を基本に取り組んでまいります。この方針に基づき、ふるさと納税が単なる寄附金の獲得にとどまらず、農業振興と総合計画の実効性を高める手段として機能するよう、現在全庁を挙げて取り組んでまいります。具体的にはふるさと納税の寄附金を農業用機械施設等の更新、若手女性農業者の育成支援、農産物のブランド化、販路拡大、体験型観光との連携など、複数の政策に関し、村単独補助事業などにて、農業者の皆様が活用しやすい支援ができればと考えております。これにより、農業の生産性と収入の安定、地域雇用の拡大、村のにぎわいの創出を同時に進め、長期的には人口の定着と地域コミュニティの活性化を実現してまいります。またこれらの事業を実現するための組織として、先月、ふるさと納税推進プロジェクトチームを庁舎内関係課職員が参画し、新たに発足いたしました。農政

課からは、未来公社の担当者、有機農業推進係、畜産係担当職員が参加し、現在、村内農畜産物の商品開発について協議を行って、連携し取り組んでいるところでもあります。このプロジェクトチームの上位に位置する戦略会議では、私が本部長となり、旗を振ります。役場内で複数課がまたがり民間企業で例えるならば、営業課を立ち上げたようなイメージであります。役場特有の縦割りではなく、稼げる村を目指す太田村政の実践としての新たな取組であります。職員たちがどうすれば南阿蘇は村が選んでもらえるのか。効果的なアピール方法はどうすればいいのかと、自分たちで考え知恵を出す経験は、ふるさと納税の倍増以上に、私は今後の村づくりの主力となり、人材育成の効果も期待しているところでもあります。また今回の一般会計補正予算において、ふるさと寄附金について、歳入増としております。その上で歳出においては、広告宣伝のための経費を計上させていただいております。楽天ポータルサイトへのインターネット検索連動型有料バナー広告やレビューキャンペーンなどを実施するとともに、村公式インスタグラムによる情報発信など、これから需要の高まる年末に向け、南阿蘇村の情報発信をより一層強化することとしております。あわせてゴルフ場や宿泊施設など、現地決済型のふるさと納税システムの導入や、庁舎2階大会議室前にもありますが、デジタルサイネージの設置台数も増やし、さらなるPR強化に取り組むこととしております。前日も、工藤議員から一般質問の答弁で申し上げましたが、ふるさと納税は納税額を増やすことだけが目的ではありません。あくまでも手段であり、ふるさと納税の獲得業務を通して、全国に南阿蘇村をアピール発信できます。村内業者にとっては、商品開発力や村の農畜産物、販売の向上につながります。それが結果的に地場産業の育成や農家の所得向上に寄与します。同時に、先ほど答弁したように、職員の意識向上、人材育成にまで波及する効果がふるさと納税に力を入れることで得られるプラス効果です。その結果として、村にも税収が増えれば一石二鳥にも3鳥4鳥の好循環が生まれます。私は選挙時に大きな目標金額を掲げましたが、国が定めたルールはしっかり遵守し、目標達成に向けた数々の取組を通して、村内経済を強く活性化させたい。この原理原則を貫いていくことを再度お誓い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 2番工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。村長御答弁ありがとうございました。プロジェクトチームなど結成され本当にこう、庁舎丸丸となって太田村長中心に頑張られているところがよく分かりましたし、また、ふるさと納税が伸びつつあるという事実は大変喜ばしいことだと思われまます。ただ、ちょっと一つ気がかりなことがございまして、9月で国の制度改正が行われるという事実がございまして、業者が行っているふるさと納税に対するポイント制度がなくなるということ

がありまして、9月の駆け込み納税というのも予想されると思われます。ただ、9月まではそれで延びたとしても、今後10月以降、ポイントの付与がなく、ふるさと納税の減少につながりはしないかと危惧をしているところでございます。この9月の制度改正後の影響をどのように想定されているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。工藤議員御指摘のとおり、制度改正前の駆け込み需要と申しますか、通常は年末にですね、需要が大きくなるふるさと納税額が伸びるという傾向にある中で、その消費の先食いをしているという認識は私も持っております。しかし、我々はそのポイントを当てにして今まで商品開発を行っておらず、余り制度改正に対して本村が受ける大きな影響は少ないと感じております。しかし先ほど申し上げたように、年末に予定した需要、消費をこの9月に先食いしたという危機感を持っておりますので、引き続き関係各所、そしてプロジェクトチームなど、商品開発、そして村のPR、そういったものをしっかりと発信することで、さらなるリピーターにつなげていくような、運用、制度を逆に、それに影響されないようにしっかりと万全の対策をとりながら、現在企画観光課の中に担当職員を配置しております。そういった他の自治体の情報なども取り、制度改正後の影響を受けない対策づくりをしっかりと私も本部長として、旗を振ってまいりたいと考えております。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。ふるさと納税は村外の応援している人々との絆を深める貴重なツールだと思います。この機会を最大に生かし、南阿蘇の美しい自然と農業を守り、次世代に引き継いでいくことが非常に重要だと考えます。

○議長 山室昭憲 いいですか。太田村長。

○村長 太田吉浩 はい、ありがとうございました。御質問頂きましてありがとうございます。今日もですね、いろいろな議員の皆さん御質問頂きました。やはり村の財産であるこの米づくり、生産力をいかにこれから持続可能なものにしていくのか。そういったことにはしっかりと、売り先、安定した価格での売り先というものが必要になってまいります。工藤議員御指摘のように、ふるさと納税を手段に私は農業公社みらい公社の立て直しも含めて、そしてこの村の米づくりの持続可能性もしっかりと追求をしてまいりたい。そのための販売のきっかけとして、このふるさと納税をさらに活用し、選挙で公約を掲げた目標達成を結果的にそうできるようにしてまいりたいと考えております。引き続きのさまざまな議会からの御提案なども頂きながら、一緒になってこ

れからまた村づくりを取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ前向きな御提案ちょうだいできますようお願い申し上げまして、私から答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、2番工藤議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。9月9日、10日は各常任委員会、11日は2条常任委員会の合同常任委員会を開催いたします。執行部から提案されました案件について、十分な審査と12日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。本日はこれにて散会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

-----○-----

午後4時00分 散会

第 2 号

10月12日 (金)

令和7年第3回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年9月12日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 報告第6号 | 専決処分事項の報告について |
| 日程第2 | 報告第7号 | 専決処分事項の報告について |
| 日程第3 | 報告第8号 | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第4 | 報告第9号 | 令和6年度一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社経営状況について |
| 日程第5 | 報告第10号 | 令和6年度株式会社あそ望の郷みなみあそ経営状況について |
| 日程第6 | 報告第11号 | 令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況について |
| 日程第7 | 常任委員長報告 | |
| 日程第8 | 認定第1号 | 令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第2号 | 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第3号 | 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第4号 | 令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第5号 | 令和6年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第6号 | 令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第7号 | 令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第33号 | 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第34号 | 南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第35号 | 南阿蘇村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第36号 | 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第37号 | 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について |

- 日程第 20 議案第 38 号 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 39 号 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 40 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 41 号 令和 7 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 42 号 令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 43 号 令和 7 年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 44 号 令和 7 年度南阿蘇村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 45 号 村道路線の認定について
- 日程第 28 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 29 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 30 議案第 48 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 31 議案第 49 号 財産の取得について
- 日程第 32 閉会中の継続調査について
- 閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原克恵
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	欠席
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を始めます。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席願います。本日は、教育長より欠席届が出ております。会議を始める前にお願いを申し上げます。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第6号 専決処分事項の報告について

○議長 山室昭憲 日程第1、報告第6号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第6号についてを終わります。



日程第2 報告第7号 専決処分事項の報告について

○議長 山室昭憲 日程第2、報告第7号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第7号についてを終わります。



日程第3 報告第8号 令和6年度決算に基づく健全化、判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 山室昭憲 日程第3、報告第8号、令和6年度決算に基づく健全化、判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 これで、報告第8号について終わります。



日程第4 報告第9号 令和6年度一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社経営状況について

○議長 山室昭憲 日程第4、報告第9号、令和6年度一般社団法人南阿蘇村農

業みらい公社経営状況についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第9号についてを終わります。

-----○-----

日程第5 報告第10号 令和6年度株式会社あそ望の郷南阿蘇経営状況について

- 議長 山室昭憲 日程第5、報告第10号、令和6年度株式会社あそ望の郷南阿蘇経営状況についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第10号について終わります。

-----○-----

日程第6 報告第11号 令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況について

- 議長 山室昭憲 日程第6、報告第11号、令和6年度南阿蘇鉄道株式会社経営状況についてを議題といたします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで報告第11号についてを終わります。

-----○-----

日程第7 常任委員長報告

- 議長 山室昭憲 日程第7、常任委員長報告。各常任委員会に付託しました。認定第1号から認定第7号までを一括議題といたします。本件については、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、各常任委員長から報告を求めます。総務産業常任委員会市原恵一委員長に報告を求めます。

- 総務産業委員長 市原恵一 常任委員長の市原です。定例会初日に、本委員会に付託されました。認定第1号、令和6年度一般会計決算の認定について、去る9月9日、本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する総務課、企画観光課、税務課、農政課、建設課、会計課、議会事務局、計7課に、主要施策成果説明をもとに、各課から説明を受け、審議を行い、審査いたしました。執行部から、詳しい説明があり、委員からの質問にも丁寧に回答頂きました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和6年度一般会計決算の認定について、につきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定するものと決定いたしました。以上、総務産業委員会の報告を終わります。

- 議長 山室昭憲 次に、文教厚生常任委員会岡智則委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 岡智則 文教厚生委員長の岡です。定例会初日に、本案は、本委員会に付託されましたのは、認定第1号、令和6年度一般会計決算の認定についてから、認定第7号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定についてまでの計7議案であります。去る9月10日に、本委員会を開催し、付託された案件につきまして、所管する定住促進課、住民福祉課、健康推進課、子育て支援課、保育所、水環境課、教育委員会事務局、計7課に主要施策成果説明書を基に、各課から説明を受け、質疑を行い、審議いたしました。執行部から詳しく説明があり、委員からの質問にも丁寧に回答頂きました。委員会で慎重審議を行った結果、認定第1号、令和6年度一般会計決算の認定についてから、認定第7号、令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定についてまでの計7議案につきましては、全員賛成により原案どおり可決し、認定すべきものと決定いたしました。以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長 山室昭憲 これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。これから日程第8、認定第1号、令和6年度南阿蘇村一般会計決算の認定についてを採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9	認定第2号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第10	認定第3号 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計決算の認定について
日程第11	認定第4号 令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第12	認定第5号 令和6年度南阿蘇村上水道事業会計決算の認定について
日程第13	認定第6号 令和6年度南阿蘇村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第14	認定第7号 令和6年度南阿蘇村下水道事業会計決算の認定について

○議長 山室昭憲 次に、日程第9、認定第2号から、日程第14、認定第7号までの6議案を一括して採決をいたします。本案に対する委員長の報告では可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第15 議案第33号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に、関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第15、議案第33号、南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に、関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第34号 南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第16、議案第34号、南阿蘇村特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第35号 南阿蘇村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第17、議案第35号、南阿蘇村職員の育児休業等に関

する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第36号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第18、議案第36号、南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第37号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第19、議案第37号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部に一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。7番河内議員。

○7番 河内克也 はい7番河内です。水・環境課長にお尋ねいたします。この条例改正案については常任委員会で詳しく説明がありました。そして昨日の合同常任委員会でも工藤議員から質問があり、また周知の必要性についてお話がありました。これはもう公布の日から施行するということは即時施行であり、しかし、来年の4月5月の使用料から始まるということでした。そこで私も議員として、そして議選の監査委員として、もう一つどうしても聞いておかなければと押さえておかなければということが出てきましたのでお尋ねいたします。2か月に1回の検診になると。そして、それに伴って請求事務、引

き落としも2か月に1回になるということで、業務の効率化ということで、実際、人件費それから消耗品費、印刷費、通信費等の役務費等が影響してくると思います。そこらでこういった削減効果があるかということを経長にお尋ねいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 はい、今村水・環境課長。

○水・環境課長 今村隆博 はい。水・環境課長の今村です。7番河内議員の御質問にお答えします。この条例改正は、水道料金の調定、賦課の間隔を現在の1か月から2か月ごとに変更するものです。この改正は二つの重要な目的を達成するために必要不可欠であると考えております。まず、水道事業経費削減、これにつきましては、料金徴収に関わる多岐にわたる費用を削減することを目的としています。具体的には、検診委託料、料金徴収業務委託料、納付書代、納付書郵送代に加え、口座振替手数料、納付書払いの際の銀行窓口手数料、コンビニ収納手数料、さらには検診機のロール紙とか、さまざまな経費の削減を見込んでおります。これにより年間で約450万円の経費削減を見込んでおります。水道事業の財政健全化に大きく貢献します。次に、もう一つ、検診の負担軽減と、後継者不足への対応、これにつきましては、健診業務の回数を半減させることで、検診員の負担を軽減し、深刻な課題となっています検針員の後継者不足への対応を図ります。将来にわたって、安定した水道事業を維持するため、検針の業務の会計、環境を改善することは急務であり、今回の改正はその第一歩になると思います。これらの理由から、料金の調定、賦課、間隔の変更は水道事業の効率化を図り、村民の皆様への安定的な水供給を継続するための重要な施策であると御理解頂ければ幸いです。以上、答弁いたします。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい、ありがとうございました。450万の削減でもろもろいっぱい影響してくるということです。昨日帰って南阿蘇水道ビジョンということ本を読んでおりました。この中の業務の効率化ということで合致するということで、さっきも言いましたように、議選の監査委員としてもですね、そこら辺把握できてよかったと思います。次の賛成討論ですけども、賛成討論では申し上げませんが、是非やって進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます、ありがとうございました。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第38号 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第20、議案第38号、南阿蘇村新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第39号 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第21、議案第39号、南阿蘇村名誉村民条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第40号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第2号について

○議長 山室昭憲 日程第22、議案第40号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

す。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第41号 令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号について

○議長 山室昭憲 日程第23、議案第41号、令和7年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第42号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号について

○議長 山室昭憲 日程第24、議案第42号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第43号 令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第1号について

○議長 山室昭憲 日程第25、議案第43号、令和7年度南阿蘇村上水道事業会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第44号 令和7年度南阿蘇村簡易水道事業会計、会計補正予算第1号について

○議長 山室昭憲 日程第26、議案第44号、令和7年度南阿蘇村簡易水道事業会計、会計補正予算第1号についてを議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第45号 村道路線の認定について

○議長 山室昭憲 日程第27、議案第45号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長 山室昭憲 日程第28、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長 山室昭憲 日程第29、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第48号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算（第3号）について

日程第31 議案第49号 財産の取得について

○議長 山室昭憲 日程第30、議案第48号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号について、及び日程第31、議案第49号、財産の取得についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。村長。

○村長 太田吉浩 本日、追加議案といたしまして、本定例会に上程いたしますのは、一般会計補正予算が1件、財産の取得が1件でございます。それでは議案につきまして、説明を申し上げます。議案第48号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号についてであります。追加する補正予算は、ふるさと納税の急激な増額により、その経費について緊急に予算措置する必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6億円を増額し、総額を118億5,648万8,000円とする補正予算であります。歳入補正につきましては、寄附金を6億円増額します。また歳出補正につきましては、総務費において、ふるさと納税のふるさと寄附金の増額を見込み、返礼品の購入費や中間業者との業務委託などに要する経費として、予備費を3億円、増額計上するものであります。以上が補正予算に関する提案説明であります。次に、議案第49号財産の取得についてであります。本議案は、令和7年9月10日に開札を行い、仮契約を締結しました。あそ望の郷くぎのの久木野厨房機器の売買契約について、取得価格が700万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。取得する物件は業務用冷凍庫、製氷機などの厨房機器であり、

施設の運営に必要な経費、備品として整備するものであります。契約金額及び契約の相手方などは、記載のとおりでございます。以上が追加議案の提案理由でございます。何とぞ御理解を賜り、議決頂きますようよろしく願いをいたします。

- 議長 山室昭憲 これより日程第30、議案48号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号についての質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

- 議長 山室昭憲 日程第31、議案第49号、財産の取得についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第32 閉会中の継続調査について

- 議長 山室昭憲 日程第32、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおりのお申出がっております。これに御異議ございませんか。

[異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。お諮りします。本定例会中、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和7年、第3回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

午前10時30分 閉会